

《論説》

「大坂町奉行所」から「大阪府」へ（二・完）

——幕末から明治初年における町奉行所与力・同心の動向を中心に——

安 竹 貴 彦

第一章 はじめに

第二章 「大坂町奉行所」の終焉と「大坂裁判所」の設置

(一) 慶応三（一八六七）年の両町奉行所の統合

(二) 町奉行所の終焉と与力・同心の再雇用

(三) 「大坂裁判所」の設置と与力・同心たち（以上第十二巻三・四号）

第三章 明治初年の「大阪府」における元与力・同心たち

(一) 明治二（一八六九）年の雇用状況とその職務

(二) 明治三（一八七〇）以降の元与力・同心たち

第四章 その後の元与力・同心たち

(一) その後の「大阪府」における元与力・同心たち

(二) 大阪裁判所の設置（明治六年）と元与力・同心の雇用状況

第五章 むすびにかえて（以上本号）

## 第三章 明治初年の「大阪府」における元与力・同心たち

(一) 明治二(一八六九)年の雇用状況とその職務

慶応四(一八六八)年閏四月に制定された「政体書」で府藩県の設置が方向づけられたことに伴い、翌五月、「大阪裁判所」は大阪府と改称された。<sup>(1)</sup>しかし、この発足当初の大阪府職制や構成員については、現時点ではごく断片的にしか判明しない。同年八月、太政官が京都府職制を全国の府藩県に頒布して意見を求め、府藩県職制の均一化を企図したことはよく知られているが、大阪府の官員履歴を記した史料中には、ほぼ同時期の職制として「断獄局鞫獄掛(兼捕亡使)・徒刑掛」「聴訟局書記役」「宮繕方」「会計局」「伝達掛手代」「監察役」などの記述が散見され、概ね京都府と類似した職制を採用していたであろうことが推測できるとどまる。<sup>(2)</sup>したがって、大阪府の全容がほぼ明らかになる史料を、管見の限り、ほぼ一年後の明治二(一八六九)年五月付の「大阪府職員録」<sup>(3)</sup>以外に知らない。そこで、左にこの時の職制分課と、各部署中に占める元町奉行所与力・同心たちの比率を掲げ、若干の分析を加えてみることにしよう。

(明治二年五月「大阪府職員録」の掲載順に職制分課を列記し、その下に各課に記された人名総数中に占める元町奉行所与力・同心の人数を記した「元与力は与、元同心は同と表示」。また、各課の職務概要については、翌月(明治二年六月)改正「大阪府職制」<sup>(4)</sup>から抜粋した。この六月付の職制改正は、実際には翌七月に出された職員令に沿ったものであるが、職務内容自体には大きな変更はなかったものと筆者が判断し、参考として掲げた。なお、各課に配置された元与力・同心の具体的な人名については、別表、明治二年五月の項を参照。)

庶務方

与<sup>5</sup>/<sub>5</sub>

部内施政ノ雑務ヲ掌ル



外国事務局

与16・同5  
144

外交際貿易其他外国人ニ関係アルコトヲ掌ル

仮病院

与1  
9

疾病ヲ療シ醫學ノ研究ヲ掌ル

舎密局

0  
12

究理学舎密学等ノ研究ヲ掌ル

まず一見して判明するのは、前章に掲げた史料（慶応四年四月時の「大坂裁判所」組織概要）から一年以上を経たこの時点においても、計九〇名弱の元町奉行所与力・同心が勤務しており、職員全体の約四分の一を占めて府の行政・司法を担っていたことである（但し、府兵隊職員を除く）。この比率は更に外国事務局職員をも除けば、約三分の一強にまで上昇する。「裁判所」時の史料から判明する元与力・同心数（五〇名強）と比較してかなりの増加がみられるのは主に、「裁判所」調役・手代に任じられた者の大半が依然として府に勤務していることに加え、この時点で初見の元町奉行所与力・同心が散見されることと、新たに外国事務局の組織概要が明らかとなったことによるものが大きい（外国事務局については後述）。しかし、これら初見の元与力・同心たちが、実際にはどの時点で再雇用されていたのかについては現時点では判明せず、後考に俟ちたい。<sup>(6)</sup>

さらに各課にまで目を向けると、庶務方、聴訟方、探索方、糺獄方兼捕亡使、徒刑掛、圜圀掛などで特に元町奉行所与力・同心の高比率が高く、「施政ノ雑務」「訴訟ヲ聴取シ是非ヲ弁別」「鞠獄捕亡圜圀」といった、旧町奉行所においても中心的かつ専門性の高い業務を、彼らがこの時期、ほぼ独占的に担当していたことも判明する。これらの部局に配属された者の多くには旧幕時代（あるいは「裁判所」時代）の職務との対応関係がみられ、たとえば「糺獄方兼捕亡使」や「探索方」には旧町奉行所時の「吟味方」「盗賊捕方」「盗賊定詰」の担当者などが、「聴訟方」には「吟味方」「目安方」担当者などが充てられている（別表参照）。<sup>(7)</sup> 実際、現存する史料から窺われるこの時期の彼らの司法・警察業務は、旧幕時と比較しても大きな変化はみられない。

また、府の諸施設に依然旧幕時代の影響が色濃く残されていたことも、彼らがこれらの職務を独占した一要因として考えられよう。例えばこの当時、府庁舎は元西町奉行所が使用され、<sup>(8)</sup> 圀圍（未決勾留者の牢）には旧町奉行所の松屋町牢屋敷が、<sup>(9)</sup> 律系刑法の採用により新たに必要となった徒刑場には

今般瓦土取場元高原溜ヲ徒刑場ニ取建、徒罪之もの共ハ、髮元結際より一寸位先ニ而切放、首ニ鐵輪を入、空色法被、背ニ染上ケ白ニ面<sup>(10)</sup>之印ヲ付ケ、同色バツチ為致着用、普請所へ差出候ニ付而……（後略）<sup>(10)</sup>

と、旧幕時代に無宿の行倒れ・出獄の軽罪者で引取先のない者・入牢中の病人などの收容先として設けられた「高原溜」が再利用されている。ただ、他部局と比較すると、この「徒刑掛」担当の元与力・同心には前職との継続性が低く、これは旧幕時には無役あるいは下位の役を勤めていた（すなわち旧奉行所での勤続年数が短い）年齢が比較的若い者から多く任用されていることに主な原因があると考えられる。<sup>(11)</sup> かつての「高原溜取締役」は右のような「溜」自体の性格から、同心のなかでも組頭・筆頭など老練者（四名程度）の兼務とされることが多かったが、「徒刑」という新たな刑罰体系の採用によりその重要度が大幅に変化し、急速大規模な増員が必要とされた結果であろう。

しかし、そのような例外を除けば、前職との継続性は元与力・同心の占める割合が高くない課においてもかなりの程度見受けられ（たとえば「當繕方」に元「川方」「御普請方」、「会計方」に元「金方」「勘定方」経験者を配置するなど）、また全体として一般行政・裁判事務には元与力の比率が高く、警察事務に元同心の比率が高いという特徴（第二章三節参照）も、「裁判所」時代と同様にみられる。すなわち、まだこの時点においても、府の一般行政や警察・司法といった内政に関しては、人数面でも業務内容の面でも、元町奉行所与力・同心たちに対する依存度はかなり高く、彼らなしには実質的に機能しえない状況に置かれていたといえよう。

一方、同じく政体書にもとづく官制改革に伴い、慶応四（一八六八）年閏四月、外国事務局は外国官と改称された（但し、実質的な人事発令は翌月）。同月、外国事務局判事五代才助・陸奥陽之助は旧幕府の施設であった運上所（第二章第一節参照）の事務を執ることを命じられ、六月にはこの外国官が京都二条城に移転したことにより、以後は運上所が外交・税関双方の事務を扱うこととされた。翌七月に大阪開港が実現したのち、明治元（一八六八）年十二月、運上所は大阪府外国事務局と改称し、さらに翌二年九月には大阪府外務局となって正式に府の一分局として位置づけられることになった。

右に掲げた明治二年五月の職員録中には、当時の外国事務局内の分課として、浪華丸掛・営繕地所・聴訟断獄・二等譯官・記録方・収税借庫・安治川詰・天保山詰・尻無川詰・木津川詰・波止場詰・三川番所詰・出納方・商社掛・玄関詰・等外（通辨方・通辨試補）などが掲げられており、このうちで元町奉行所与力・同心と考えられる者は、営繕地所（与力二・同心一名）、聴訟断獄（与力三名）、収税借庫（同心一名）、安治川詰（同心一名）、三川番所詰（与力一〇、同心二名）、商社掛（与力一名）の各課にみえている。これらの職掌はそれぞれ、

営繕地所（旧普請掛）

居留地其他公衙ノ工事営繕等ニ関スル一切ノ事ヲ掌ラシム

聴訟断獄（旧公事裁判掛）

内外人ニ関係セル一切ノ訴訟其他輸出入税徴収上ノ手續ヨリ生スル異議等ヲ裁判ス

収税借庫（旧収税・借庫掛合併）

荷改所ニ於テ輸出入税及手数料ノ徴収其他船舶等ニ関スル免状裏書等ヲ処理シ……借庫ニ関スル事務ヲ執ラシム

安治川詰・三川番所詰

船改役若干ヲシテ昼夜交代出入船舶及密商脱税等ヲ監視セシム

商社掛（旧貿易五厘金掛）

輸出入貨物ニ対シ従價率五厘ヲ徴收蓄積シテ之ヲ居留地ノ土木経営ノ費用或

ハ内地貿易商ノ金融ニ宛テシム

とされ<sup>(12)</sup>、旧来の町奉行所与力・同心の職務に比較的近いもの（例えば宮繕地所・聴訟断獄など）もあったが、府と比べると全体的に前職との継続性は低い。これは、

運上所開局ノ以前ニ當リ、幕府ノ主ナル吏胥ハ既ニ前月ヲ以テ悉ク離散シ、諸般ノ事務ハ盡ク創始ニ属シ、施設ノ前後計劃ノ緩急殆ント手下スニ由ナク、僅カニ舊外国事務局ノ小吏（外國人守衛方或ハ外國人假館詰等）、又ハ舊幕府ノ船手組、與力、同心ヲ招致任用シ、又主ナルモノハ之ヲ長崎、神奈川等ノ先開港地運上所ニ求メ、辛ク開局施設ノ端緒ヲ啓キ得タリ……（後略）<sup>(13)</sup>

という記述にみられるように、新政府が運上所開設にあたって人材確保に苦慮し、結果的に適材適所の配置が困難であつたことも関連があろう。右でみたような「徒刑掛」と同様の傾向（若年層が比較的多い）がみられることもこれを裏付けていると思われる。しかし、前述のように彼らの採用基準・時期については依然不明な点が多く残されており、現時点においては、この時期における元町奉行所与力・同心の再雇用の受け皿として、外国事務局も一定の比重を占めていたという事実を指摘するにとどめておきたい。

さて前章では、慶応四（一八六八）年四月、「大坂裁判所」において元町奉行所与力・同心たちが調役・手代に任じられた際、四年という期限が付され、その後は「人材」次第で延長を考慮する旨を宣せられたことを、史料に則して述べた。しかし、新政府から「先達而諸省諸府縣御人減ノ儀被仰渡」たことを理由に、明治二年十月末、大阪府においてもかなり大規模な人事異動・人員削減が断行され、その結果かなりの数の元与力・同心たちも失職することとなつた<sup>(14)</sup>。

これに先立ち、大阪府外国事務局では九月から十月末にかけて、大阪府外務局への改称に伴い従来の分課を大きく

廃合改正（具体的に主な変更として「收税借庫掛」を「收税方」、「聴訟断獄」を「刑訟方」、「出納方」を「会計方」、「營繕地所掛」を「居留地掛」、「商社掛」を「貿易取締」と改称、「応接方」「四川船改役」を廃止<sup>(15)</sup>し、府内部でも十月には従来の「聴訟局」と「糺獄局」とを統合して「刑訟局」としたほか、庶務局・会計局・監察局などでも組織改革を行っており、<sup>(16)</sup>既に人員整理に向けて準備が進められていたことがうかがわれるが、当時の大阪西大組大年寄の日記には、解雇の具体的状況が次のように記されている。<sup>(17)</sup>

（日記の記述は括弧書以外の部分に限られ、各人名の下の括弧内は筆者による付記。元大坂町奉行所与力と判明するものには与、同心には同と付し、「大阪府職員録」「官員履歴稿」等の史料により、明治二年五月時での職が判明する者についてはこれを記し、不明な者には×を付した。また「外」字は外国事務局を指し、現時点において確定するには疑問の余地がある事項については「カ」字を付している。）

任大阪府少属

堀江権少属

同権少属

三宅種太郎（同）

病院掛申付刑訟長定刑掛差免

牧野大属（与）

庶務方申付刑訟方差免

朝岡権大属（与）

徒刑掛申付刑訟方差免

磯矢権大属（与）

舍密局談事役申付救恤方免

白井唯一

病院談事役申付徒刑掛免

高橋権大属（同）

任大阪府権大属刑訟掛申付

牧山猶人〔以上八名は人事異動〕

林大属（監察カ）

早川権大属（与・庶務）

丹羽権大属（与・仮病院）

田阪少属（与・徒刑）

松岡少属（同カ・会計）

清原少属（同カ・營繕）

青木権少属（同・糺獄方兼捕亡使）

沼田属（仮病院）

吉村属（会計）

十河属（營繕カ）

成瀬属（与・徒刑カ）

大出属（会計カ）

松田属（同カ・徒刑カ）

中山属（会計）

志筑属（外通弁）

林属（外天保山カ）

荻野属（与・外聴訟断獄）

片山属（与・同上）

工藤属（与・同上）

寺西属（与・庶務カ伝達カ）

川並属（×）

田湖属（外出納）

平井属（外応接）

二俣属（同・外収税）

御人減ニ付職務差免候。且仮宣旨書返上可致事

松岡一太郎（同・伝達）<sup>浦</sup> 松岡与吉（同・營繕） 清原猶之助（同・營繕） 山下住郎左衛門（徒刑）

横井庄太夫（同・徒刑） 清原政太郎（同・徒刑） 片山伊奈助（徒刑） 齐藤勇作（營繕） 安達百助（營繕）

中原屯（營繕） 堀更江（營繕） 西冲之助（伝達） 林熊五郎（伝達・營繕） 鳴田孫助（×）

八田耕之助（与・×） 朝岡象太郎（与・×） 広瀬元助（外商社） 八田謹一郎（与・外三川）

津田寛藏（外三川） 豊田助太郎（外天保山） 岡辺猶次郎（外三川） 松嶋守之助（外三川カ）

工藤乙太郎（与・外三川） 清原信太郎（同・外三川） 服辺仲次郎（与・外三川） 志水賢之助（×）

蒲生柳太郎（×） 永田秋助（×） 高野又太郎（×） 河合武五郎（×） 伊藤龍太郎（×） 桜井真二郎（×）

大谷武司（×）<sup>官任</sup> 吉田庫之助（×） 由比幸三郎（×）

御人減ニ付職務差免候事

小野田篠庵、病院当番医差免候事

六十八人

現時点で確定しえない部分もかなり残されたが、このような整理を加えてみることにより、この時の人員削減（御人減ニ付職務差免候）は、まさに右にあげた組織改革がなされた部局で集中的に行われたこと、そして、その結果計二〇名以上の元町奉行所与力・同心が失職したことが判明する。既に同年七月末には太政官官制により、官吏に勅任・奏任・判任の別が設けられていたが、府の場合、大属以下は全て「判任」とされ、その任免権者は府知事（当時の大阪府知事は西四辻公業）と規定されていた。版籍奉還（明治二年六月）に先立ち全国に相次いで設置された府県の多

くは、知事は公家をもつて任じ、実務を担当する官員には倒幕派諸藩の下級藩士、あるいは恭順した旧幕吏からこれを採用する傾向にあったとされるが、<sup>(19)</sup>大阪府はまさにその典型例であると同時に、「裁判所」発足当初からこの時期に至るまで、倒幕諸藩出身者と旧幕吏の間には歴然とした上下関係が存在し続けた。大阪府が実際に各吏員に新官制を適用し、その官等職禄を改正したのは組織改革中のこと（一〇月四日付）であったが、元大坂町奉行所与力・同心は旧幕吏であるがゆえに全員が判任官の身分に留め置かれたため、直後に行われた人員削減の影響を直接被ることとなつたのである。

府が冗員淘汰を意識し、敢えてこの時期に官等職禄改正を行ったのか否かについては不明であるが、かつての「四年」という期限付身分保障は、このような全国的な人員削減という潮流の中で結果的に反故となつた。右の削減人員中にはその後一二年内に府へ復職した者も若干見受けられるが、<sup>(20)</sup>「大坂裁判所」発足当初からの構成員も含め、かなりの数の元大坂町奉行所与力・同心がこの時、府政から姿を消すこととなつた。

(1) 慶応四（一八六八）年一月下旬には、元大坂町奉行所与力・同心らの再雇用と同時に元大坂代官内海多次郎も起用され、「大坂鎮台」の発足と同日（二月二日）に、旧大坂町奉行所支配国内の郡村支配を命ずる旨の辞令が交付された。内海は大阪府が発足した五月二日、摂津・河内・播磨・和泉の四方国郡村支配を免ぜられ、参与岩下方平が郡村支配を当分兼務することとなつた。同月二四日には河内・和泉の両国および摂津国川辺郡以東八郡内における万石以下の領地のうち、宮家・堂上領六四〇〇石余と旧旗本領九万八〇〇石余も大阪府の支配となつている。しかし、六月の堺県の設置、翌二年一月の河内・摂津両県の設置により、大阪府の管轄区域はほぼ大阪市街地と、摂津県管轄地のうち大阪市街との接続地に限定された。同年九月には住吉・東成・西成の三郡が兵庫県から引き渡されたため、その管轄地は九万七三〇〇石余まで増加した。

(2) この時頒布された京都府職制によると、市政局には聴訟方・断獄方・庶務方・杜寺方・會計方・書記・筆生・捕亡方・営繕方・驛通方が置かれていた。職制の詳細については『法令全書』慶応四年・明治元年、二四三―四七頁を参照。

(3) 大阪府立中之島図書館所蔵。

(4) 大阪商業大学比較地域研究所所蔵。この史料は職制分課とその職掌、職制図から構成されており、職員録のように具体的な人名までを記したものではない。

(5) 府兵隊は大阪府設置直後の慶応四（一八六八）年六月、市中巡邏を目的として元京橋組与力・同心、元玉造組与力・同心を中心に編成され、隊号として「浪華隊」を名乗った。二年正月から一〇月までは、川口居留地の警備にもあたっている。村上義光・島野三千穂「大坂城玉造口定番与力久松家文書（二）」（大阪城天守閣紀要」第十六号、一九八八年所収）のうち、史料番号23A・B「与力席順書控（一・二）」からは、明治元年二月付の元玉造・京橋口与力の人名が明らかになるが、この人名と明治二年の大阪府職員録とを比較すると、府（伝達守辰役、外国事務局船政、営繕司出役など）に勤務している者も散見されるものの、多くは府兵隊職員中にその名を見ることができるとは異なる。また、前掲、「明治時代の大阪（上）」——幸田成友編「大阪市史明治時代未定稿」——三二頁には、

「……六月四藩の巡邏を免じ、嚮に帰順せる城附与力・同心等を以て府兵二小隊〇一小隊定員四十人を組織し、市中巡邏及川口居留地の警衛を掌らしめ、称して浪花隊といへり。其後旧城代附足軽〇清水谷に住するを以て俗に清水谷といふ等を加へ、次第に人員を増して二大隊〇八小隊を以て一大隊とすを編成し、別に砲六門を有せる大砲隊を置き、旧幕臣岡島英信を横浜より迎へ、英式に則りて訓練を加へ、時に大和川原に発火演習を行へることありき。」とその構成と規模拡大について記されており、明治三年正月「大阪府職員録」の「府兵局」の項には「一二三名の具体的な人名の他に、「銃士砲士四百五十九人」「先導兵九十三人」と記載がある。

その後の陸軍創設計画にともない、明治三年七月、大阪府兵局は廃止され浪華隊も解散した。浪華隊についてはたとえば前掲「大阪府警察史」第一巻、六五―七五頁、「新修大阪市史」第五巻、一一五―一七頁などにも詳しい。なお、職員録にみえる人名から判断する限り、府兵隊に所属する元町奉行所与力・同心の数は若干名に留まっている。

(6) 前掲、「府県史料 大阪府」所収の「官員履歴稿」には、元大坂町奉行所与力・同心ではないが、慶応四年閏四月二五日付や五月二三日付で雇用された旨の記載がある者も見えている。これらの記載に誤りがないとすれば、「裁判所」も府も必要に応じ随時増員を行っていた可能性もあり、明治二年時に初見の元大坂町奉行所与力・同心もこのような方法で採用されたのかもしれない。

(7) 筆者は大坂地方檢察庁で史料調査を行う機会に恵まれたが、同庁には明治二年から始まる明治期の刑事訴訟関係記録が豊富に残されている。明治二年分に関しては「諸吟味書」と題する刑訟局作成の史料全二四冊があるが、これは一件ごとに口書、引合調、御仕置附という順で記されており、府上層部や刑部省への伺を通じた刑罰決定など、旧幕時代と非常に近い形態を残している。また、同史料には吟味にあたった元大坂町奉行所与力の名も散見される。

(8) 明治元年六月には「大阪府裁判所内尙破損所出来候ニ付、修覆中、公事・諸訴等、来ル七日より當分東町奉行所ニおいて取調候間、追而沙汰ニおよび候迄、都而同所へ可被出事」(「大阪府布令集 第一卷」六三頁、六一頁も参照)と、六月に京都へ移転した外国官が入っていた旧東町奉行所へ修理のために一時移転したが、翌二年一〇月には「此度都合ニよつて元西番所江移替、来ル廿八日より諸願等可及裁判候……(後略)」(同右、二一〇頁)と再び元西町奉行所へと戻っている。その後、明治七年に江之子島に煉瓦造りの新庁舎が建設されるまで、元西町奉行所跡が庁舎として利用されていた。

(9) 町奉行所時の建物自体をいつまで再利用していたかは定かでないが、明治九(一八七六)年には松屋町囚獄場、同一三年には未決監獄署、翌一四年には松屋町監獄分署と改称し、明治一八年に大阪府監獄本署(堀川監獄)に吸収合併されるまでこの地にありつづけた。

(10) 前掲、「大阪府布令集 第一卷」九四頁。この布令は明治元(一八六八)年一〇月二九日に出されたが、この後段には「徒刑人で逃亡した者が市中を徘徊しているのを見聞したり、止宿を依頼してきた場合などは早速訴出るべき事、若し隠匿し、後から露顕した場合には、隠匿者のみならず町役人まで処罰する」旨の記述が続く。実際に逃亡は頻発しており、前掲注(7)に掲げた大阪地方檢察庁所蔵史料「諸吟味書」明治二年分のなかには、「徒刑場逃去」「徒刑中働先々逃去」といった逃走処罰事例が多くみられる。彼らの口書をみると、男性であれば「農人橋筋上本町御普請場江石運、人足、ニ罷出」「玉造邊草刈、ニ罷出」「治河御局江罷出、摂州中野村地先ニ而川、砂運、人足相働」「元御城代下屋敷南手土木司赤瓦土取場、ニ而相働居」「追手前土木御掛木置場ニ而木挽手伝」「難波御蔵内精米働場」など様々な場所でも様々な外役を行っており、逃亡が比較的容易であったであろうことが推測されるとともに、徒刑掛が多数必要とされたことも理解しうる。女性の場合は男性ほど逃走処罰事例はみられないが、「徒刑場ニ而徒刑人共衣類洗濯等被仰付」などというものが散見される。なお、明治七年七月、高原懲役場は若松町佐賀藩邸(現在の大坂地裁・高裁所在地付近)へ移転した。

(11) 旧幕時代の大坂町奉行所与力・同心の役席と勤続年数の相関関係については、曾根ひろみ「与力・同心論——十八世紀後半の

- 大坂町奉行所を中心に―」（『論集』四〇「神戸大学教養部紀要」、一九八七年）に詳しい。
- (12) 前掲、『大阪税関沿革史』四七頁に記載のある外国事務局の明治二年一月当時の各分課には、括弧書で連上所時代の分課との対応関係が記されている。これに筆者が参考のため、同書三九―四二頁にみえる連上所の各課職掌を抜粋して対応させた。なお、『大日本外交文書』第一卷第二冊、九〇―一五頁には、大阪開港時の開港規則や、天保山役所規則、三川番所規則、安治川改番所規則、木津川・尻無川改番所規則などが掲載されている。
- (13) 前掲、『大阪税関沿革史』、四二頁。
- (14) この時の人員整理に際し、府知事は次のように府中一般へ諭告したという（前掲、『大阪税関沿革史』七一―七二頁）。  
先達而諸省諸府縣御人減之儀被仰渡候ニ付、諸向減省相成候儀、何レモ承知之筈ニ候、元來當府之儀ハ、最初ヨリ京都府等へ比較致候者少人數ニテ、剩員トテモ無之、此節東成・西成之両郡管轄ニ付而ハ、人數相増候都合ニモ可有之處、都而減少相成候ニ付、諸局多用骨折之儀ハ染々察入候得共、厚御趣意ヲ以被仰渡候義ヲ貫徹不致様ニテハ、甚以恐入候事故斷然令減少、各御趣意厚奉汲受、晝夜勉勵有之様致度、乍其上御用相滞、却而御爲筋不宜時機ニモ成立候ハ、至其期臨機之取扱モ可有之候、吳々モ御趣意不取失様精勤有之度、此段懇諭ニ及置候也（読解の便宜から、読点・並列点を施した。）
- (15) 前掲、『大阪税関沿革史』、六二頁および七一頁参照。
- (16) 前掲、『大阪府布令集』第一卷、二〇七―九頁参照。
- (17) 『明治初年 大阪西大組大年寄日記』（大阪府史史料第二十二輯、大阪府史編纂所、一九八八年）七四頁。なお、これは、一月五日付の日記に記されている。
- (18) 前掲、『大阪税関沿革史』（七一頁）によると、この時の人員整理により、大阪府外務局では「少属二名、権少属四名、史生六名、附屬二十六名、其他運上所使丁給仕者干ヲ減シ」という。現時点で確定しえない者（×を付した者）のかなりの部分は、外務局関係者である可能性もある。
- (19) 松尾正人『廃藩置県の研究』（吉川弘文館、二〇〇一年）、八八頁。
- (20) 例えば、史料（大年寄日記）中にみえる元同心青木邦之助（権少属）のちに武矩、同心58）は、明治三年三月二〇日付で「徒刑掛」として復職し、元同心松浦健三郎（のちに一大郎・武雅、同心65）も明治四年二月四日付で「当分神社取調ニ付書記」として復職している（以上は前掲、「官員履歴稿」より）。また、同じく前章で引用した「務書」の筆者である田坂直次郎（与

力<sup>20</sup>)もこの時失職しているが、明治四年二月「壹番卒觸頭」として府に復職した旨の辞令が残されている(但し、彼は翌明治五年二月、「依願觸頭差免候事」と依願退職した。前掲、「大坂町奉行與力史料圖録」、一一一—三頁)。

(二) 明治三(一八七〇)年以降の元与力・同心たち

本節では、明治三、四年頃の大坂府における元大坂町奉行所与力・同心たちの状況につき概観するが、この時期以降、職員録等の史料上で彼らの動向を追跡することが一層困難になる。それは明治二年頃から特に官員を中心として、国名(たとえば武蔵、甲斐など)や官名(兵衛・衛門・太夫など)を通称として用いることが禁じられ<sup>21</sup>、かつ「朝臣」に相応しい名前へと改名が促されたことが最大の原因である。この一斉に行われた改名により、明治二年以前の諸史料にみえる元与力・同心らを、明治三年以降の職員録にみえる人名のみで「本人」と特定することが極端に難しくなるのである。そのような制限があるうえで、明治三年一月および明治四年六月付の職員録<sup>23</sup>から、現時点で元大坂町奉行所与力・同心と確認しうる者の人数を前節と同様の方法で左に掲げてみた。

(丸括弧内の数字と疑問符は改名により、元与力・同心と特定するには疑問の余地が残る人数を示している。たとえば、<sup>(1?)</sup>は同心2名が配属されていると考えられるものの、うち1名は現時点では確定できないことを表している。なお、各課に配置された元与力・同心の具体的な人名については、別表、明治三年一月および明治四年六月の項を参照。)

〔明治三年一月〕

庶務局〔8〕<sup>14</sup>

庶務長

〔明治四年六月〕

庶務掛

郡政掛

与<sup>1</sup>/<sub>1</sub>

与<sup>1</sup>/<sub>9</sub>  
11

會計局 [8/27]	捕亡長 (含兼史生)	囹圄掛	徒刑掛	史生	刑訟掛	定刑掛	刑訟局 [31/36]	史生	救恤掛	庶務掛	秘書記		
	$\frac{\text{同}10 \binom{1?}{}}{10}$	$\frac{\text{同}3 \binom{1?}{}}{5}$	$\frac{\text{同}9 \binom{4?}{}}{10}$	$\frac{\text{同}2 \binom{1?}{}}{2}$	$\frac{\text{同}2 \binom{1?}{}}{6}$	$\frac{\text{与}1 \cdot \text{同}2}{3}$			$\frac{\text{同}1?}{4}$	$\frac{\text{同}1}{3}$	$\frac{\text{与}3}{3}$	$\frac{\text{与}2 \cdot \text{同}1?}{3}$	
中番	府掌	囹圄掛	徒刑掛	貧院掛	小学校掛	取締番長 ( $\frac{0}{12}$ )   取締伍長 ( $\frac{\text{同}2}{58}$ )   番卒 (200)	取締長 ( $\frac{0}{1}$ )   取締區長 ( $\frac{0}{4}$ )   取締掛 ( $\frac{\text{同}3}{6}$ )	大監察   監察	斷獄掛	聽訟掛	會計掛	戶籍掛	市政掛
$\frac{0}{2}$	$\frac{0}{7}$	$\frac{\text{同}1}{5}$	$\frac{\text{同}8 \binom{1?}{}}{15}$	$\frac{\text{同}1}{8}$	$\frac{0}{7}$				$\frac{\text{与}1 \cdot \text{同}7}{12}$	$\frac{\text{与}1 \cdot \text{同}1}{8}$	$\frac{\text{同}12 \binom{4?}{}}{51}$	$\frac{\text{同}2}{8}$	$\frac{\text{同}2 \binom{1?}{}}{10}$

會計長	同1	2
出納用度掛	同2	8
土木掛	同2	8
租稅掛	同1	9
監察局〔1/3〕	同1	3
員外（府掌 給仕 監門）〔人數不記〕	同2	122
府兵局〔122 + 93 + 459〕	同3?	121
外務局	与9	(1?)
病院	与1	(1?)
舍密局	同1	(1?)
小学校調役兼講義參校方	0	1
	0	12
	0	3
	〔計六四名〕	

給仕	与3	6
監門	0	8
外国事務局	与9	(4?)
庶務掛	同3	(1?)
刑訟掛	与1	4
居留地掛	0	2
貿易品取締掛	0	2
船稅掛	与1	6
天保山番所詰主宰	0	1
四川番所船改長	与1?	2
木津川番所船改掛	0	4
伝法川番所船改掛	0	2
四川番所船改掛	与5	(3?)
給仕	同1?	30
門番	0	2
居留地関門守衛番卒	40	名
	〔計六二名〕	

右の二つの職員録にみえる元大坂町奉行所与力・同心らはこの時期、単純に人数だけを合計すれば、ほぼ六〇名余と比較的安定した傾向を示しており、その数は前節でみた明治二年五月時の元与力・同心数から、同年一〇月末の解雇者数を引いたものにほぼ等しい。しかし、両史料では表記方法（たとえば「給仕」の具体的人名など）や分課が異なることもあり、少し詳細にみてみると、明治三年に庶務課・刑訟課に所属した元与力・同心のなかには、四年にはその名がみえない者も散見され、府発足当初には彼らによつてほぼ独占されていた部局も、徐々に他の者たちに浸食されはじめていたことがうかがわれる<sup>(24)</sup>（司法・警察業務担当部局の詳細については次章第一節参照）。なかでも当初から多人数でなかったとはいえ、明治四年時における聴訟課担当の元与力・同心の減少が著しいことが注目される。その理由について現時点では明らかにしえないが、旧幕時に独自の発展を遂げた大坂取引法（大坂法）が、明治二年〜三年末頃にかけて徐々にその独自性を失いつつあったことから、元与力・同心でなくとも聴訟が可能な状況が生まれつつあったとも考えられよう<sup>(25)</sup>。

また、明治三年一月の職員録にみえる外務局勤務の元与力・同心の大半（二二名中一〇名）は、「四川番所船改并居留地七門守衛」という職に就いていたが（別表参照）、この「居留地七門守衛」は、外務局が明治二年一〇月に府兵隊（浪華隊）から居留地警備を引き継いだ際、周辺七カ所の関門守衛を担当したものであった。しかし、前節でみたように外務局は二年一〇月にかんりの人員を削減されたことから、「今度御改正ニ付、四川船改役御減省ニ相成、右之内居留地守衛方繰廻ヲ以相勤」<sup>(26)</sup>めることを余儀なくされたのであった。「繰廻」の実態が判然としないため、どの程度元与力・同心が実際に七門守衛を担当したかは不明であるが、「當時番所及関門ニ於ケル吏員ハ便宜上常ニ共通執務セシメ」<sup>(27)</sup>られており、浪華隊の居留地周辺における職務は「手分いたし一時之間二三度、昼夜無怠巡邏可致、若怪者見請候得者、取押へ可相糺」とされていたことから、外務局の七門守衛もほぼ同様の職務を遂行したものと考えられよう<sup>(28)</sup>。

居留地守衛の任務は明治四（一八七二）年一月以降、市中取締番卒が担当することとされたため（下段の職員録にみえる「居留地関門守衛番卒四〇名」がそれにあたる）、この警察事務も彼らの手を離れ、四年の職員録にみえるように元与力・同心は船改掛専務に戻り、再び「密商脱税」の防遏がその主たる任務となった。

さて、右にみたように府の職員録を分析する限り、少なくとも人数的には元大坂町奉行所与力・同心たちは安定した傾向にあったが、この時期には彼らの身分に大きな変革が加えられようとしていた。版籍奉還から約半年後の明治二年（一八六九）一二月、政府は太政官布告<sup>(29)</sup>により、

（前略）……中下大夫士以下之稱被廢、都而士族及卒ト稱シ祿制被相定候、爾後各其地方官ニ於テ可為貴屬被仰出候條、篤ト御主意ヲ奉體シ、銘々分ヲ守リ其職ヲ可盡候事……（中略）……旧來同心ノ輩ハ卒ト可稱事……（後略）と宣し、旧幕臣に付せられた中大夫・下大夫・上士（以上は旧百石取以上）等の稱を廢して、祿制改革により大幅な削祿を行った上で、全てを「士族」あるいは「卒」の二種に統一することとした。この措置により元与力は「士族」、元同心は「卒」と二分されることになり、その後は彼らに対し、一時金支給と引換えに帰農商への志願が勧奨されるようになった<sup>(30)</sup>。

翌明治三年一月には京都・大阪・奈良・堺の各府県に対しても、

其府縣貴屬元與力同心其外ノ者共へ現今宛行候御扶助高ヲ以現石ニ引直シ更ニ御給與相成候事

一 現今御扶助可給主人無之家來而已御扶助被下來候分ハ、自今元身分ニ不拘、都而面口ニ引直シ今般被仰出之月ヨリ一ヶ年之間被下候條、農商之内ニ入籍セシメ、相応之産業相立候様世話可致事

一元身分代官手代之類、其所長官手限ニテ抱入之分ハ給米不被下候條、是迄扶助致來候共自今相止、農商之内へ入

籍可為致事

一 給米可被下者之内、農商ニ帰籍相願候輩ハ、生産本資トシテ一時給米ニ換へ、左之通御手當被下候事

一元與力へ金三百兩

一元同心其外元禄四拾俵以上ノ者金二百兩

一四拾俵未満ニ拾俵以上金百五拾兩

右之通被 仰出候條、別紙案文之通巨細取調大藏省へ伺出事（別紙略之）

と通達され、元与力には三百兩、元同心には二百兩の一時金を支給することと引換えに、帰農商入籍への志願が促された。<sup>(31)</sup>この時の大阪府における志願者数の総計を記した史料を知らないが、明治三〇（一八九七）年に元城附与力・

同心や元大坂町奉行所与力・同心ら計一〇四名が、連名で内務大臣に対して提出した「土族復籍願書」<sup>(32)</sup>には、次のような記述がみられる。（前略）……

一 明治三年二月元与力ハ大阪府士族、元同心以下ハ卒族ト定メラル後、元与力ノ者モ卒族ニ編入セララル

一 明治四年七月、大阪府知事西四辻公業殿ノ命ヲ含テ、権大参事 吉井玄馬殿ヨリ左ノ諭達アリ

今回旧土族共御一新ニ付、不取敢救助米トシテ夫々見込ヲ以御宛行有之ト雖モ、今分行々ノ見込込太政官ニ於テモ未タ相立タズ候、依テ一時モ早ク農商ノ中へ入籍可致者共ハ、御趣意遵奉ニ当リ候間、家族共御宛行ノ金額ヲ以テ引纏メ、行々ノ見込可相立專一ノ事

右諭達ニ就キ、府庁当該官吏ハ尚之ヲ申明シテ、此際救助米高ヲ以現石ニ引直シ給与セラレ、農商ニ入籍相願候者へハ手当ヲ賜ルベシ、即チ元与力ニシテ救助米三人扶持ノ者ハ金三百兩、元同心其他ニシテ二人扶持ノ者ハ金二百兩ヲ下附セララルベシト伝へ、自分共何レモ農若クハ商ニ入籍致シ、右一時賜金ヲ受ケタル次第ニ有之候

一自分共旧同僚ニ前条ノ諭達アリタル際、農商ニ入籍ヲ願ハズ扶助ヲ受続キ候者ハ士族ニ列セラレ、尋テ士族一般ノ処分トシテ禄券ヲ賜ハリ、今ニ至リ士族籍ニ列シ居リ候……(後略)

吉井は四年五月に大阪府権大参事の職を免ぜられていることから、史料中の年月日の記載(明治四年七月)には記憶違いがあると考えられるが、右の史料からは、当時「卒族」であった元与力・同心らに對し帰農商が勧誘され、その結果、生活が逼迫していたかなり多数の者が一時金と引換えに、農商へと入籍したことがうかがわれる。この措置により以後、府内部における元町奉行所与力・同心の間には、「身分差(と家禄の有無)」が生じることとなった。四年四月には同じく吉井権大参事から口達で、「一奉職之者平民帰籍相願う義ハ勿論勝手次第、帰籍相願之義、官職者其儘御据置可相成旨御沙汰之事」と元与力・同心らに触れられていること<sup>(33)</sup>から、帰農商した元与力・同心らがこの時、即座に官吏の職を失ったわけではないと思われるが、次章でみるような廃藩置県後に行われた一斉解雇と再雇用者の選択、その後も順次行われた元与力・同心の免職などに対する準備作業として、後にかかりの影響を及ぼすこととなつたと考えられる。

(21) この時期に一斉に行われた改名の経緯や状況については、井戸田博史「国名・旧官名禁止令―堺県若江郡長田村の場合―」(「家族の法と歴史―氏・戸籍・祖先祭祀」、世界思想社、一九九三、所収)にくわしい。これによれば、この国名・旧官名の禁止は一般庶民にも拡大され、明治三年一月には「国名並ニ旧官名ヲ以テ通称ニ相用候儀被停候事」との太政官布告が出されたという。

(22) たとえば松岡清右衛門(同心63)は、明治二年五月の職員録では「松岡清右衛門」と記載されているが、明治三年一月の職員録では「松岡少属」、明治四年四月には「少属 源 隆一 松岡」、明治五年十月には「松岡隆一」とそれぞれ表記が変わっている。なお最近、門松秀樹「明治章創期における幕臣と明治政府との関係に関する一考察―慶応年間の武鑑と明治三年六月までの官員録の比較を中心として―」(「法學政治學論究」第四六号、二〇〇〇年)が著され、本稿と同様の手法(武鑑と官員録

との比較）を用いて新政府中央部における幕臣の登用状況が分析されているが、明治二年五月以前と十二月以降の官員録を比較する際に同様の制約が生じたことを記している（この改名のため本人であることの確認ができず保留とせざるを得なかった人物が、本稿において規定した期限の中においてさえ、まだ一五〇名内外存在しており……（後略）二、六一三―六頁）。

(23) 明治三年一月の職員録は「大阪府職員録 午正月改正」、明治四年六月の職員録は「大阪府職員録 六月改」（いずれも大阪府立中之島図書館所蔵）をそれぞれ用いた。なお、大阪府立中央図書館には明治四年四月の職員録「大阪府職員録 四月改」が所蔵されており、これも別表では利用した。

(24) 明治四年六月の職員録に断獄掛権典事として名のみえる中村元嘉は、法律新聞第二六号（明治三四年三月一八日発行）に懐旧談として次のように述べている。

「(前略)……これ元の大審院民事部長、今の弁護士中村元嘉其人なり。……(中略)……徐ろに懐旧談をなして曰く『明治の初年、自分は大阪で吟味役をして居た。その頃までは裁判所―即ち奉行所の白洲と云ふものは、悉く石を誦いたもので、人民は民刑共此石の上に座はつて尋問を受けねばならぬ。それが何時頃から改まつて、誰がこの舊幕以来の遺風を改めたかと云ふと、これは一向に世間に識つたものが鮮い。確乎明治二年であつたと想ふ。時の民部大丞井上馨君が、大阪の西の奉行所の役宅に臨み、どふいふ取調方をやるかと思つて、白洲を覗いて見た。所が井上は洋行をした位の人だから、西洋風の事が好きである。でこの敷石の上に人民を座らせて、訊問するなどはどふも不可んと云ふので、縁付の薄縁を敷いて之に座らせて訊問することになった。』

これが日本の裁判所が舊幕以来の訴訟人の座席を改良した抑の始で、これと同時に訊問する場合には、白洲へ其訴訟関係人のみを呼入れ、他の事件の関係人は一切内に入れぬと云ふ舊制も改めて、出頭した者は一同白洲に呼入れて、片端からドンク取調べることになった。これ等が今日の審問公開が行はれる端緒であらふ」……(後略)」

(25) たとえば、明治二年二月には「舊法相廃止」して、新たな家別沽券状を下付するとともに沽券取扱規則が定められ（前掲『大阪府布令集 一』、一三二―一三頁）、明治三年三月には諸證書雛形が示されて、各種契約の定式化が図られている（同、二五五―六三頁）。また、明治三年二月には公事訴訟定則が改正され（同、三〇五―六頁）、……(前略)

一従前ヨリ取込、或者賣掛・貸借之區別ヲ以、對決之遲速申付來候處、以來者訴訟致シ候次之對決日ヲ抜キ、其次之對決日ニ双方罷出候様可申付事……(中略)……

一従前ヨリ、對決之上、金高或ハ品物等之區別ヲ以、濟方之遲速申付米候處、以來者、對決日迄ニ相濟セ候ハ、格別、對決之上猶豫申出候者者、品物・金高二不抱、其日より十日之日延可差許、其期限ニ至リ不相濟者ハ、身代限取渡可申付事……(後略)と、大坂法の特徴でもあつた「中抜」や、「債務高に應じた日切日数の區別」などが廃止されている。

(26)

前掲、『大阪税関沿革史』、七一頁。

(27)

同右、一一九頁。

(28)

前掲、『大阪府警察史 一』、七二頁。なお前掲、大阪地方檢察庁所蔵史料、「諸吟味書」明治二〜三年分には外国人居留地で盗みを犯した日本人の処罰事例が幾つかみられる。彼らの口書録取や刑罰決定は府の糺獄方や刑訟局で行われているが、その刑罰はほとんどが「於居留地三日肆(晒)之上、□百日徒刑」とされてきた。旧幕時の晒は橋詰で行うのが常であり、居留地関門の多くも橋詰に設けられていたことから、この科刑になんらかの形で七門守衛が関与したかもしれないが、その詳細は不明である。

(29)

明治二年、太政官布告第千百四号、『法令全書 明治二年』四九一〜四頁。

(30)

この秩禄処分に向けた明治初年からの一連の動向に関しては、たとえば深谷博治「新訂華士族秩禄処分の研究」(吉川弘文館、一九七三)や千田稔『維新政権の秩禄処分―天皇制と廃藩置県』(開明書院、一九七九)などに詳しい。

(31)

明治三年一月二〇日付、第八五〇・八五一号、『法令全書 明治三年』五一九〜五二〇頁。但し、京都府に対しては「元与力・元同心」という区別をせず、「給米現石八石八斗可被下者」「給米現石五石三斗可被下者」という基準で分けている。前掲、千田稔『維新政権の秩禄処分―天皇制と廃藩置県』によると、この達にみられるように、旧幕時に「長官手限にて抱入」られた者(たとえば元代官手代)たちは、そのほとんどが卒にも編入されず(すなわち一時金も支給されず)、強制的な帰農商の對象となつたという。大阪府では「城代召抱者」が「長官手限り」に該当したため、明治三年二月二十九日付で政府に対し、「数代の間世襲に相成居候者に候間、農商帰籍の本資金迄も不被下候ては如何にも憫然の至」と一時金支給を要請したが、政府はこれを拒否している。また、東京府元町奉行組同心仮抱の者三〇人も「同心併次三男厄介にて抱入」た者であつたが、明治三年末に大蔵省から一人一五〇両の手当金支給で強制的に「暇申付」けられた(三一八〜九頁)。大阪府でも「次三男厄介」に同様の措置がとられたか否かは現時点では定かでない。京都府ではこの達に基づき、三年一月末から四年正月までの間に、市内警固等にあつた元与力・同心二〇二人が帰農商を請願し、堺県でも四年四月の段階で元与力八人・元同心四五人が請

願している(三二三頁)。

(32) 前掲、村上義光・島野三千穂「大坂城玉造口定番与力久松家文書(四・完)」(『大阪城天守閣紀要』第十七号、一九八九年所収)のうち史料番号42(二八〇—三一頁)。結果的に八八名の復籍が認められている。この時復籍を認められた者のうち、現時点で元大阪町奉行所与力・同心と確認できるのは市橋貞教(同心39)、蒔田健(同心97)、服部来太郎(与力25か71?)、藤野久栄(同心126?)、小森春馬(同心67)であるが、他にも可能性のある人名が散見される。また、史料中には「元与力ノ者モ卒族ニ編入セラル」と記されているが、これは明治三年一月二七日、太政官布告により「府縣貫属之内、舊幕府ニ於テ躑躅之間取扱相成候トモ、改テ譜代ノ申渡無之者ハ卒タルヘキ事」(『法令全書 明治三年』、五二七頁)とされたことに基づく措置と考えられる。

(33) 前掲、大野正義編『大坂町奉行與力史料圖録』、一六八頁参照。

#### 第四章 その後の元与力・同心たち

(一) その後の「大阪府」における元与力・同心たち

旧来の藩体制の廃絶を目指し、明治四(一八七二)年七月一四日、廃藩置県が断行された。これにより当初三府三〇二県が設置され、その後同年一〇月末までに三府七二県へと統廃合されたが、この一連の改革は大阪府の人事にも大きな変化をもたらした。従来の大阪府も廃藩置県にともない一旦廃されたが、維新当初から新政府の直轄地であったがゆえに政府の対応は早く、八月二四日には西四辻公業にかわって大参事渡辺昇が権知事に任ぜられ、一月二〇日には太政官布告により新たな大阪府域が設定されている。<sup>(34)</sup>

これに先立つ十一月一四日、太政官は各府県に対し「今般廢府縣ノ官員、追テ御沙汰候迄新置府縣知事令参事ノ差圖ヲ受ケ、従前ノ廳ニ於テ事務可取扱事」<sup>(35)</sup>と従来の吏員を暫定的に継続雇用すべき旨を通達し、大阪府においても、

一月二五日付で府職員に対し、

大阪府被廢、追テ御沙汰候迄新府知參事ノ指図ヲ受、従前ノ廳ニ於テ事務可取扱事<sup>(36)</sup>

との口達<sup>(37)</sup>が知事によりなされた。しかし、大蔵省は新地方長官を中心とした新体制の創出を企図し、一二月には各地方官に対して、事務引き継ぎ終了後、旧府県吏員をすべて免職し、その後新長官が精選して新吏員を登用すべしとの達を發していた。これを受けて大阪府では、一月二二日付で職員に対し新たに辞令が交付されたが、これら一連の措置により、多くの元大阪町奉行所与力・同心が明治二年一〇月末の人員削減に続き、府政から姿を消すことになった。本節では、明治五年の大阪府職員録を中心にこの変化を追うことにしよう。

明治四年一月二七日の「県治条例」により、県庁事務は「庶務・聴訟・租税・出納」の四課制とすることが定められ、大阪府でも明治五（一八七二）年一月に新たな「大阪府職制」が作成された<sup>(38)</sup>。これにより府の職制分課は「庶務課（支課簿書掛）・監察課（支課聴訟掛）・市務課・郡務課（支課租税掛）・勸業課（支課雜稅掛）・戸籍課（支課社寺掛・貫屬掛）・聴訟課・鞫獄課（支課取締掛・徒刑掛）・土木課（支課營繕掛）・出納課（支課用度掛）」と改められたが、この分課を基本とした職員の配置状況を、同年一〇月改「大阪府職員録」<sup>(39)</sup>からうかがうことができる。

（左に明治五年一〇月「大阪府職員録」の掲載順に職制分課を列記し、その下に各課に記された人名総数中に占める元町奉行所与力・同心（と現時点で確実に特定できる者）の人数を記した「元与力は与、元同心は同と表示」。

なお、各課に配置された元与力・同心の具体的な人名については、別表、明治五年一〇月の項を参照。）

さて左の表からは、元大阪町奉行所与力・同心と確認できる者の人数が、前節の明治三、四四年時と比較すると半減（計二〇余名）してしまっていることがうかがわれる。また、従来から元与力・同心に対する依存度が比較的高かった課—例えば庶務課、鞫獄課など—についても、著しい比率の低下が看取される。明治二年一〇月時のような、具体

庶務課	(0/24)
監察課	(0/21)
外務課	(同1/72)
譯官	(0/7)
市務課	(同1/11)
郡務課	(0/23)
学務課	(0/3)
勸業課	(同2/36)
戸籍課	(同1/12)
聴訟課	(同1/14)
鞠獄課	(与1・同8/43 + 附属71)
土木課	(与2・同2/46)
出納課	(同4/24)
取締課	(0/152)
給仕	(0/16)

的な解雇状況を把握しうる史料を管見の限り知らないが、右に述べたように、人事に関しては全国的に「旧習との絶縁」が図られたことが、府においても元与力・同心を大幅に減少させた大きな原因のひとつであったであろう。たとえ、直接「府」に対するものではないが、明治四年一月に大蔵省は「新縣取計心得」として次のような布達を行っている。<sup>(40)</sup>

一 廢縣大小參事其外之内才能有之、判任官ニ難用モノハ、當分ノ内七等出仕ニ申立、其他ハ總テ先判任何等出仕ニ申付、篤ト試験ノ上、等級取極登用ノ積可相心得事

一 廢縣ノ官員先從前ノ通可据置ト雖モ、必多人數可有之ニ付、追々減省之見込可相立事……（後略）

このような旧県官員に対する選択的登用・減員という新政府の施策は、当初は雄藩・大藩に対しては必ずしも貫徹されなかつたようであるが、旧幕府直轄地であった大阪府では、かなり容易に実施が可能であった。明治五年六月時において、府県庁総員のうち同県出身者が占める割合、および九等官以上（各課の課長以上）の地方官員中、地元出身者が占める割合について調査した先行研究によれば、大阪府については前者が四〇〜五〇%、後者が〇〜一〇%の範疇に含まれており、この当時すでに旧制との絶縁を相当程度貫徹していたことがわかる。<sup>(41)</sup>

明治 2 年 5 月	明治 3 年 1 月	明治 4 年 4 月	明治 5 年 10 月	裁判所出頭者
<p><b>聴訟方</b></p> <p>朝岡春藏 ○</p> <p>磯矢五百太郎 ○</p> <p>杉浦友次郎 ○</p> <p>勝部季之助 ○</p> <p>寺内忠太郎 (兼書記) △</p> <p>藤野直太郎 探衆方</p> <p>佐川戸一郎 △</p> <p>牧野弓馬太郎 亂黨方兼補亡使</p> <p>関根道之助 ○</p> <p>由比半次郎 ○</p> <p>古市隼太郎 ○</p> <p>由良謙介 △</p> <p>市橋九一郎 △</p> <p>市川郁三 △</p> <p>宇野善三郎 △</p> <p>中村且助 △</p> <p>荒井石次郎 (兼書記) △</p> <p>大橋孫七郎 △</p> <p>吉見包三郎 △</p> <p>生田與八郎 △</p> <p>青木篤之助 △</p> <p>近藤篤助 △</p> <p>渡辺勝太郎 △</p> <p>渡辺良之助 △</p> <p>市川朝治 △</p> <p>田坂直次郎 徒刑掛 ○</p>	<p><b>刑訟局定刑掛</b></p> <p>磯矢 (権大属) ○</p> <p>古市 (少属) △</p> <p>荒井 (権少属兼史生) △</p> <p><b>刑訟掛</b></p> <p>関根 (権大属) ○</p> <p>牧山 (権大属) ○</p> <p>由比 (少属) △</p> <p>由良 (少属) △</p> <p>市橋 (少属) △</p> <p>市川 (少属) △</p> <p>藤野 (権少属) △</p> <p>清水 (権少属) △</p> <p>平山 (少属) △</p> <p>上田 (権少属) △</p> <p>近藤 (権少属) △</p> <p>須藤政之助 △</p> <p>村上誠一 △</p> <p>松田四郎助 △</p> <p>市川長吉 △</p> <p>関永吉 △</p> <p>清水元三郎 △</p> <p>嘉来力之助 ▲</p> <p>市橋 (少属) △</p> <p>佐川 (権少属) △</p> <p>恒岡覚馬 △</p> <p>田村與平次 △</p>	<p><b>聴訟掛</b></p> <p>高岩勝 (権典事) [岡山] ○</p> <p>井上正幸 (大属) [山口] ○</p> <p>由比信勝 (少属)</p> <p>岸本義正 (少属)</p> <p>寺村富栄 (少属)</p> <p>清水正茂 (権少属) △</p> <p>三宅栄宽 (権少属) △</p> <p>中井守純 (権少属) [平戸]</p> <p>石山吉儀 (権少属) [淀]</p> <p>断獄掛</p> <p>中村元嘉 (権典事) [大津] ○</p> <p>関根一郷 (権大属) [川越]</p> <p>下山定穩 (大属) [峰山]</p> <p>石田頼慶 (権大属)</p> <p>市橋方徳 (少属) △</p> <p>吉見行儀 (少属) △</p> <p>荒井富淑 (少属) △</p> <p>中村利昌 (少属) △</p> <p>入江恒明 (少属) ▲</p> <p>藤野光栄 (権少属) △</p> <p>市川貞祐 (権少属) △</p> <p>松岡英宗 (史生)</p> <p>平山重矩 (権大属) 徒刑掛</p> <p>市川佳広 (少属) △</p> <p>大久保忠正 (権少属) △</p> <p>熊本元張 (権少属)</p> <p>山本鉄心 (十六等) [高知]</p> <p>嘉来力之助 (十六等) △</p>	<p><b>聴訟課</b></p> <p>高岩勝 (典事) [岡山]</p> <p>島田政邦 (大属)</p> <p>森橋 (大属)</p> <p>三宅栄宽 (権大属) △</p> <p>永田知忠 (少属)</p> <p>中井守純 (少属) [平戸]</p> <p>三和国雄 (少属) [大垣]</p> <p>齐藤広孝 (権少属) [麻田]</p> <p>林貞次 (史生一等)</p> <p>三松俊孝 (史生三等)</p> <p>柳下宣久 (史生三等)</p> <p>長瀬恭敬 (史生三等)</p> <p>田崎直方 (史生三等)</p> <p>渡辺兼房 (史生三等)</p> <p><b>鞫獄課</b></p> <p>石田頼慶 (権典事) [峰山]</p> <p>都志春暉 (大属) [徳島]</p> <p>堀内貞利 (大属) [舞鶴]</p> <p>石山吉儀 (大属) [淀]</p> <p>関根一郷 (権大属) ○</p> <p>平山重矩 (権大属) △</p> <p>市川重祐 (権大属) △</p> <p>宮脇通赫 (権大属) [宇和島]</p> <p>市原祐信 (少属) [高知]</p> <p>前川茂保 (少属) [彦根]</p> <p>荒井富淑 (少属) △</p> <p>入江恒明 (少属) △</p> <p>藤野光栄 (少属) △</p> <p>别府功亮 (少属) [山口]</p>	<p>★ 判事補 9 年</p> <p>★ 権中解部</p> <p>★ 権中属</p> <p>★ 少解部</p> <p>★ 権少属</p> <p>★ 大解部</p> <p>★ 少解部</p> <p>★ 少解部</p> <p>★ 少解部</p> <p>★ 大解部</p> <p>★ 権中解部</p> <p>★ 少解部</p> <p>★ 少解部</p>

平山新太郎	栗原豊之助	青木邦之助 (十六等)	伊藤成允 (少属) [山口]	★ (兵庫へ)
上田八太郎	捕亡長	関永吉 (十六等)	高木直温 (少属) [山上]	★
成瀬正三郎	宇野 (権少属)	市川長吉 (等外)	本土正時 (少属) [天村]	★
高橋明吉	中村 (権少属)	清水元三郎 (等外)	中村利昌 (権少属) △	★
須藤政之助	大橋 (権少属)	八田耕之助 (等外)	嘉米惟彦 (権少属) △	★
山下佳良左衛門	吉田 (権少属)	工藤信三郎 (等外)	高頼永 (権少属) [京都幕臣]	★
村上誠一	生田 (権少属)	早川源兵衛 (等外)	木村憲章 (権少属) [名古屋]	★ 少解部
松田四郎助	渡辺 (権少属兼史生)	岡本為次郎 (等外)	杉浦貞利 (権少属) [高槻]	★ 少解部
市川長吉	市川 (権少属)	菊岡謙吾 (等外)	佐藤政明 (十三等出仕) [名古屋]	★
関永吉	渡辺 (権少属)	佐川順遠 (権少属)	山本義隆 (十三等出仕) [彦根]	★
横井庄太夫	小森春馬	田村興平次 (等外)	小野萬 (史生) [杵築]	★
清原政太郎	三宅 (権少属兼史生)	恒岡覚馬 (十六等)	平野萬里 (史生)	☆12等出仕8年
清水元三郎	▲	田村興平次 (等外)	隠岐義堅 (史生)	
片岡伊奈吉	▲	谷嘉左衛門 (等外)	関憲昌 (史生)	
市橋虎三郎	■	田期帆次郎	青木武矩 (史生)	△
佐川豊左衛門	△		伊木正明 (十四等出仕) [大阪幕臣]	
恒岡覚馬	△		田期義杪 (十五等出仕)	
田村興平次	△		祐植有泰 (十五等出仕)	
栗原豊之助	△?		猪頭嘉徳 (十五等出仕)	
			中山直哉 (十五等出仕)	
			山本莖介 (十五等出仕)	
			宗像信利 (十五等出仕)	
			田辺正盛 (十五等出仕)	
			寛武文 (十五等出仕) [津山]	
			物部直 (十五等出仕)	☆権少検部7年
			小城正屋 (十五等出仕)	
			佐久間義一 (十五等出仕) [和歌山]	
			山岡義矩 (十五等出仕)	

【表一】 明治二年から五年における大阪府の聴訟・断獄関係官員

このような府の状況につき、右の表一に維新以来、元町奉行所与力・同心に対する依存度が高かった司法・警察業務担当部局を抽出し、若干の分析を加えてみることにしよう。

(明治二年五月、明治三年正月、明治四年四月、明治五年一〇月の各「大阪府職員録」から当時、司法・警察業務を担当した課と所属者の人名を抽出し、元大坂町奉行所与力・同心のうち、与力には○、同心には△を付した。

但し、各年とも外務関連の課の司法担当者を除き、さらに明治四年四月分については取締長・取締区長・取締掛長・取締番長・取締伍長を、<sup>(42)</sup>明治五年一〇月分については鞠獄課附屬一等から四等の人名を略した。新出の元与力・同心は●・▲で示している。なお、元与力・同心以外で現時点において出身地が判明する者はこれを記した。)

史料からうかがわれる明治五年当時の「聴訟課」の職掌は、「人民ノ訴訟ヲ審判スル事・日切裏判取扱事・訴訟人ヲ対決セシムル事・講和願ヲ取扱フ事・裁許ニ至ルモノ口書ヲ造ル事・裁許人ヲ処置スル事・身代限ノ者処置スル事、他管下ニ関涉スル訴訟規則ニ依テ取扱事・講和猶予願ヲ斟酌スル事・所管ノ事務ニ付官省府県へ往復ノ事」とされ、また「鞠獄課」の職掌は「犯科人ヲ糺弾シ口書ヲ造ル事・刑律ヲ擬議シ断案ヲ作ル事・行刑ノ事・贖罪收贖金ヲ収ル事・贓物ヲ処置スル事・徒刑場一切ノ事並徒刑人準流人ヲ監護驅役スル事・囚獄府留ノ者ヲ監護スル事・盜賊姦兇ヲ捕縛シ市街ヲ守護スル事・雜還群衆ノ場所ヲ警固スル事・変死人ヲ檢シ死骸ヲ処置スル事・賊ヲ捕ヘシ者賞ヲ取り調ル事・失七者届并処置スル事・失火元取調並届ノ事・捕亡探索ノ事・罪囚徒刑ノ原籍ヲ調ヘ放免ノ後復籍取計事・祭礼等ノ節警固ノ事・囚人護送並請取ル事・所管ノ事務ニ付官省府県へ往復ノ事」と規定されており、大坂町奉行所与力・同心らのかつての職務と同様、警察・司法全般に関する事項が多数含まれている。それゆえに前述のごとく、これらの課では明治二〜三年頃まで元与力・同心らに対する依存度が非常に高かったわけであるが、明治四年頃から他地方出身者が漸増しはじめ、それが廃藩置県後に一気に増加しており、もはや彼らに大きく依存しなくともこれらの業務

の遂行が可能な状況が生まれていたことがわかる。また、明治五年時にみえる他府県人はその大半が倒幕（あるいは佐幕ではなかった）諸藩の出身であり、おそらく廃藩置県後、新県に官吏として再雇用されなかった者たちが大量に大阪府に任用された結果と考えられる。<sup>(44)</sup>さらに元与力・同心をも含めた全員がやはり判任官に留め置かれているが、同じ判任であつても、上位職の大半（例えば典事・権典事・大属など）は他府県出身者によつて占められ、元与力・同心はその下僚として職務に従事していたことも判明する。

同様の傾向は他の部局においてもみられた。たとえば外国事務局（明治五年一月に外務課と改称）も、右の職員録を見る限り元与力・同心の数を大きく減少させているが、府が吏員たちに新辞令を交付した翌日（四年二月二日）、行政刷新の先駆として分課の廃合と人事異動を行い、その規模を緊縮している。この時、吏員たちに対して、「(前略)……局中簡易ニ取約メ御用便可致、因之是迄分課相成候庶務、聴訟、会計、居留地掛合併致シ、職務之儀者先従前之通取扱、缺員之所ハ互ニ補助可相勤旨被申渡候事」と布告されていること<sup>(45)</sup>から、二一日の新辞令交付時には、かなり大規模な人員削減（あるいは交替）が行われたであろうことが推測される。府の他の各課でも同様に順次人事異動が行われたものと考えられ、翌年一月の新職制もおそらくこれに対応して制定されたのであろうが、一般行政であるが故に元奉行所役人に固執する必要も少なく、代替人員の補給はより容易であつたであらう。特に元与力の減員が著しいこともこれを裏付けていると思われる。

廃藩置県の断行から約半年後の明治五年二月、太政官は改めて諸県に対し、

先般諸縣廢置被仰出候ニ付テハ、地方新任ノ官員御趣意ニ基、新古引分判然區域ヲ立、諸務改正ノ見込可相立ノ處、一切ノ事務其他官員撰擧等ニ至ル迄舊習ニ拘泥候向モ有之哉ニ相聞、不都合ノ至ニ候條、總テ舊習ニ不拘、新古判然區域ヲ分チ、速ニ改正ノ見込相立、廢置ノ御趣意<sup>(46)</sup>致貫徹候様可相心得事……（後略）

と布告し、「一切ノ事務其他官員撰擧ニ至ル迄」旧習に拘泥せず、一層改革に邁進すべき旨を強調したが、大阪府ではいちちはやく「旧制官吏の減員」と「他府県出身者の登用」を行い、旧制との断絶を相当程度、円滑に遂行していた。しかし、この「新古引分判然區域ヲ立、諸務改正」したことが同時に、元大坂町奉行所与力・同心数の大幅な減少と、府政の彼らに対する依存度の急激な低下という結果をも招くことになったのであった。

(34) 府内には一月二九日付で布令が出されたが、大阪府は住吉・東成・西成・島上・島下・豊島・能勢の七郡の全域を管轄することとされ、計二四万五四〇〇余石へと拡大した(『大阪府布令集一』、四二二―三頁)。

(35) 明治四年、太政官布告第五九六号(『法令全書 明治四年』、四〇〇頁)。

(36) たとえば「府県史料 大阪府」のうち、明治九・十年「大阪府官員履歴稿」などを参照。

(37) 大島美津子「明治国家と地域社会」(岩波書店、一九九四)二二六頁参照。

(38) 「県治条例」は明治四年太政官布告第六二三号(『法令全書 明治四年』、四二〇―二九頁)。大阪府がこの時期に職制改定を行ったのは、「県治条例」が府には適用されなかつたためと考えられる。

(39) 大阪府立中之島図書館所蔵「大坂府職員録 壬申十月改」。なお大阪市立中央図書館にも同じ職員録が所蔵されている。

(40) 明治四年、大蔵省第一一一号(『法令全書 明治四年』、五九九―六〇三頁)。

(41) 前掲、大島美津子「明治国家と地域社会」、二八頁。

(42) 明治三(一八七〇)年七月の浪華隊解散後、翌月には断獄掛中に捕亡掛が新設され市街地の取締りにあたった。四年一月にこの捕亡掛を増員するとともに取締掛と改称したことから、彼らは取締番卒と呼ばれることとなる。

明治四年一月時の取締掛職員は取締長一名・取締区長四名・取締掛長六名・取締番長二名・取締伍長五八名・取締番卒二〇〇名であった。明治五年一月の職制改正により取締掛は鞠獄課の支課として位置づけられ、三月以降彼らは取締邏卒と呼ばれた。なお四年九月には旧来の「四ヶ所」を廃止し、長吏手先一〇〇名を取締番卒として採用している。詳細についてはいずれも前掲、『大阪府警察史 第一巻』八七―二七頁、北崎豊二「警察の近代化と非人」三六頁以下などを参照。

(43) 明治五年一月の「大阪府職制」に続いて出された「各課事務章程大要」より抜粋。

(44) 『大阪府百年史』（大阪府編集発行、一九六八）には「このころの大阪府職員の出身地や出身階層はどのようなものであったか興味ある問題だが、大まかにいって、維新当初は知事その他上級官吏は、主として旧公卿や維新の功労者が任命されており、また下級官吏は大阪の旧幕府時代に諸役人であった者が多く、徐々に他府県出身者がふえ、ことに明治五年ごろになると、他府県の出身者、しかも士族である者の任官がふえてくる。これは廃藩置県によって職を失った旧藩士たちが多く採用されたことを意味するものであろう。」（一五七頁）と記されている。

(45) 前掲、『大阪税関沿革史』、一〇二頁参照。

(46) 明治五年、太政官布告第三九号（法令全書 明治五年ノ一、五四―五頁）。

## (二) 大阪裁判所の設置（明治六年）と元与力・同心たちの雇用状況

明治四（一八七一）年七月、従来の刑部省と弾正台とを廃して新たに司法省が発足した。司法省は各府県のもつ司法権の統一・吸収をはかったが、それは容易なことではなく、廃藩置県後も依然として県には「県治条例」にもとづき「聴訟課」が置かれ、大阪府でもこれまで見てきたように、「聴訟課」や「鞠獄課」が刑事・民事訴訟業務を担当していた。司法省による府県の司法権の接収は、明治四年八月にまず東京府から始められたが、その当初の方法は、東京府の聴訟断獄詰所を司法省出張所と改称してここに司法省官員を派遣し、さらに旧東京府の司法事務担当職員を司法省官員に改めて任命して司法事務を執らせるというものであった。わが国最初の司法裁判所である東京裁判所の設置は同年一二月末まで待たねばならない。

次いで翌五年八月、司法省は「司法職務定制」の布達を通じて全国への府県裁判所の設置を宣言し、その直後から大蔵省・地方官が掌握する司法権を統一・吸収するためにこれを実施に移していった。同月中に關東地区一一県に府県裁判所を設置したのち、一〇月七日には正院に対し、大阪以东三一府県への府県裁判所の設置を上申する。正院は京都裁判所については即日許可したもの、それ以外については司法省官員の不足を理由にこれを拒否した。同月二

○日、司法省は再度大阪府への裁判所設置を正院に要求し、これが即日了承されたことから大阪裁判所は設置に向け、現実に動きだすこととなった。本節では、このような経緯で設置された大阪裁判所と、それを巡る府職員と元与力・同心たちの動向を概観することになろう。

右のごとく明治五年（一八七二）一〇月二〇日、太政官布告により

大阪府

其府へ裁判所被置候事

但、司法省官員出張之上申談事務可引渡事<sup>(47)</sup>

と大阪裁判所の設置が宣言され、府においても一〇月晦日、同様の布令によって府民に周知が図られた。<sup>(48)</sup> 裁判所の庁舎は、中之島一丁目にあつた元彈正台大阪出張所をあてることとし、<sup>(49)</sup> 翌明治六（一八七三）年一月一八日、府県裁判所としての大阪裁判所が開庁、その事務を開始することとなった。開庁二日前の一六日には府民に対し、次のような布令が出されている。<sup>(50)</sup>

壬申三百六十七號を以布達致候通、此度裁判所被設、来ル十八日より聴訟・鞠獄事務引渡候ニ付、以後別紙之通可相心得事

今般大阪江更ニ裁判所被置候ニ付、従来同府廳ニて取扱来り候聴訟・断獄之事務、總て裁判所へ引受ケ致裁判候條、左之通相心得可申事

- 一 裁判所ハ、當分中ノ島一丁目へ取設、来ル十八日より同所ニ於て事務取扱候事
- 一 毎日午前九時より十二時迄ニ訴状差出可申事
- 一 原告・被告人共、差添人付添可罷出事

一 訴状宛名等、左之通相認む可き事……（中略）……

大阪裁判所

児島司法少判事殿

右之外、御布告ニ相悖り候者ハ裁判ニ不及候事

大阪裁判所

先の太政官布告や右の布令にみられるように大阪裁判所は、従来府が所管していた聴訟・断獄事務を引き継ぎその事務を開始したが、同時に人的資源をも府から引き継いでいた。それは円滑な事務移管のためであったと同時に、おそらく東京府と同様、開庁に必要な人員を司法省官員のみで確保することが不可能であったからであろう。裁判所開庁を目前に控えた一月一五日、府では聴訟課・断獄課を中心にかんりの数の職員が、「御用有之大阪裁判所出頭申付候事」との辞令を受けて裁判所へ出頭し、その後は司法省官員として裁判所で勤務することとなった（いわゆる転官措置<sup>(51)</sup>）。前掲表一、右端の欄には明治五年一〇月時における府の聴訟・断獄両課職員中、現時点で諸史料から判明する大阪裁判所への出頭者に星印を付したが、これによると彼らを中心になくとも約三〇名の府職員が大阪裁判所へ出頭しており、<sup>(52)</sup>その中には若干名の元大坂町奉行所与力・同心も含まれていた。

彼らの出頭直後の役職については判然としないが、翌七年一〇月付の司法省の職員録<sup>(54)</sup>によれば、多くの者が「解部」または「属」に任ぜられていた（表一、星印横の記載を参照）。「司法職務定制」によれば、大・権大・中・権中・少・権少の六種の解部は「各裁判所ニ出張シ聴訟・断獄ヲ分掌ス」とされ、同じく六種の属は「事ヲ判事ニ受ケ文案ヲ抄寫シ簿書ヲ管主ス・府縣裁判所ニ在ル者ハ所長ノ指揮ヲ受ケ兼テ庶務出納ヲ分課ス」と規定されていたが、その実態は断獄手続（初席↓未決中↓口書読聞セ↓落著）・聴訟手続（目安糺↓初席↓落著）ともに、旧幕時代の吟味筋・出入

筋の手續をほぼ踏襲したものであった。断獄・聴訟とも初席・落著の言渡しは判事の役目であったが、たとえば断獄では「再度ヨリ以往節次鞫問ハ或ハ解部之ヲ為ス……（未決中）」鞫場ニ於テ陪座ノ解部犯人ノ供述ヲ記取シ掛リ解部之ヲ節取シテ口書案ヲ作り案成テ判事ニ正ヲ受ケ属淨寫ス……（未決中）」判事解部ヲシテ口書ヲ讀示セシメ證書或ハ爪印ヲ押サシメ……（口書讀聞セ）」と、実質的な尋問・口書の筆録などは解部がすることとされ、聴訟においても「……解部一應尋問ヲナシ檢事連班ス（目安糺）」和談ヲ乞フ者ハ意ニ任シ然ラサル者ハ判事解部原被双方ヲ召シ對決審問ス（初席）」再度ヨリ以往節次鞫問ハ或ハ解部之ヲ為ス……」「審問畢テ判事解部ヨリ裁断見込書ヲ課長ニ具呈シ……」など、訴状の受理や実質的審理はやはり解部が中心に行うものとされた。<sup>(55)</sup>また、下級審である区裁判所では「長ハ解部ノ内一人之ニ充ツ、府県裁判所長ノ指揮ヲ受ケ一切ノ事務ヲ便宜處分シ聴訟断獄ヲ總提シ……」と裁判長としての役割も担うこととされていた。このような「解部」や「属」の職務は、前節で掲げた府の断獄課・聴訟課の「裁判事務」と比較してもほとんど実質的な差はみられず、さらに言えば旧町奉行所における（奉行と与力・同心間の職務分担をも含めた）与力・同心のそれと大きく異なるものでもない。

しかし、もう少し詳細にみるならば、いわゆる「裁判」と「行刑」との差異が、「裁判所への出頭」と「府への残留」との選抜基準のひとつであったであろうことががわかれる。元与力・同心に限定すれば、裁判所への出頭者はその大半が旧幕時代に吟味・目安・盜賊捕方などを経験し、府においても主に訴訟を担当する掛に属していたのに対し、府へ残留したものは行刑（徒刑）担当掛の経験者で占められている。<sup>(56)</sup>すなわち、これまで見てきたような「職務の継続性」が、大阪府における「行政と司法の分離」の実現とともに、元与力・同心たちをも分かつことになったといえよう。

このような府県裁判所の設置により、大阪府においても明治六年一月以降、制度上は「行政と司法の分離」が達成

された。しかし、当時の状況では裁判所と府との人的、資源の連続は不可避であったことから、結果的に元大坂町奉行所与力・同心のうち数名が裁判所へと活動の場を移すこととなった。しかも裁判の近代化はこれ以降も急速には進展せず、求められた職務も旧幕時とさほど異ならなかったことから、彼らはその後も司法組織の内部で順応しながら、かなり長期にわたって一種の実務、法曹として存在しつづけた。終章では、行政（大阪府）と司法（裁判所）に分かれたその後の元与力・同心らを、可能な限り追跡することにしよう。

(47) 前掲、『法令全書 明治五年ノ一』、五〇八頁。

(48) 前掲、『大阪府布令集一』、六四六頁。

(49) 弾正台出張所の大坂府への設置は明治三（一八七〇）年四月に行われ、明治四年三月に中之島へ移転した。なお、初期大阪裁判所の状況やその後の庁舎拡充計画などについては、小田康徳「大阪裁判所の設置と庁舎拡充をめぐる」（『大阪の歴史』二〇号、大阪市史編纂所、一九八七）に詳しい。

(50) 前掲、『大阪府布令集一』、六八一―二頁。「司法職務定制」によれば、府県裁判所は刑事事件については流以下の刑を専決することができるが、死罪と疑獄については司法省へ断刑伺を提出せねばならず、民事事件についても重大事件および他府県関係で審理が困難な事件は伺の提出を要したが、それ以外は専決することを許された。ちなみに布令中にみえる「児島司法少判事」とは、後に大津事件で著名となる児島惟謙である。

(51) 「日本近世行刑史稿 下」（財団法人刑務協会発行、一九四三）九二頁には「……（前略）明治五年八月司法省は我國司法制度の確立を期すべく太政官達無號を以て司法職務定制を定め漸次府縣に裁判所を置き検事局を附置するに至りたるを以て此等裁判所設置の府縣に於ては聴訟課を廃止し同課に属したる大属以下の職員及捕亡吏等は二分されて其一部は検事局に属して司法警察事務を専掌し其の一部は府縣庶務課に属して専ら地方の警邏取締並囚獄懲役場の管理等に任じた。當時地方囚獄懲役事務にして庶務課に属するもの少なからりしは全く之が為である。」と記されている。

(52) 前掲、『府県史料 大阪府』のうち「明治元年ヨリ同七年マテ官員進退」（リール二二六所収）の記載により、大阪裁判所へ出頭する旨の辞令を受けたことが判明する者に★を付した。また、大阪大学法学部に保存されていた民事判決原本のうち、明

治七、九年分に散見された人名については☆を記している。

- (53) 前注(52)、「明治元年ヨリ同七年マデ官員進退」には、聴訟課・断獄課以外にも、外務課から藤田富肥(権少属)「新潟」・豊田則宗(権少属)「大阪」・松尾治近(四等譯官)「長崎」・呉碩(四等譯官)「長崎」が一月一九日付で、監察課から松田義一(権少属)「三河」が四月九日付で大阪裁判所への出頭を命じられた旨の記載がある。なお、寺岡寿一編集『明治初年の官員録・職員録 第二卷』(寺岡書洞、一九七七)所収の明治六年一月分の官員録には、一月一五日付で出頭を命じられた者たちの名がまだ記載されていないにもかかわらず、中村元嘉(表一、明治四年四月分を参照、翰獄課権典事)と由比半次郎(与力41)の名が権大解部としてみえている。

彼ららもっと早い段階で司法省に出頭を命じられていた可能性が高い。

- (54) 前掲、「明治初年の官員録・職員録 第二卷」所収(三五六―三六〇頁)。  
 (55) この当時の断獄手続については、たとえば水林彪「新律綱領・改定律例の世界」(石井紫郎・水林彪編『日本近代思想大系七法と秩序』、岩波書店、一九九二、所収)四五八―六四頁を参照。  
 (56) 表一からは関根一郷(与力45)には徒刑掛の経験がないようにみえるが、前掲「明治九年官員履歴稿」の記載から、明治五年正月に翰獄課徒刑掛の辞令を受けたことが判明する。

## 第五章 むすびにかえて

数名の元与力・同心が大阪裁判所に出頭した後、府には行政担当の元与力・同心(二〇名弱)が残された。その数は拡大し続ける府政のなかにあつては、もはや微々たるものではあつたが、それでも府内における彼らの職務は依然として一般行政と警察業務に大きく二分することができる。その人数は年を追うごとに徐々に減少していくが、左の表二に諸史料から判明するその後の彼らの職歴を抽出して掲げ、概観してみることにしよう。<sup>(57)</sup>

府の職制は前章でみた明治五年以降も常に変化を続けた。各時期における分課や各課の職務につき詳論することは、

現在の筆者の能力を超えているが、裁判所への事務移管によって府から聴訟・鞠獄両課がなくなったのは勿論のこと、特に大きな変化としては、明治八（一八七五）年一月に政府が定めた「府県職制事務章程」に準拠し、明治九年二月に府も六課制（第一課庶務・第二課勸業・第三課租税・第四課警保・第五課学務・第六課出納）を採用したことがあげられよう。また、警察に関しては、明治八年一〇月に警部（一等一六等）が新設されたが、彼らは府知事の指揮の下に各警察分署に派遣されて巡査の監督・警察事務の遂行にあたることとされ<sup>(58)</sup>、そのためにも第四課として「警保課」が設置された。囚獄・懲役といった「行刑」事務もこの第四課に属し、明治九年二月以降、その事務はやはり警部が担当することとされた。

さらにその後も政府は頻繁に府県職制の改正を行い、府もこれに伴って分課改正を実施したため、左表にみえる彼らの職名は一定していない。しかし、全般的にみて一般行政であれ警察業務であれ、ほとんどの元与力・同心が、その後も職務内容を大きく変更することなく勤務し続けており、その結果、かつて鞠獄課に所属した者たちも、右のような事情から多くが警部に任じられ、依然として懲役事務を担当していたことがわかる<sup>(60)</sup>。また、維新時には一〇一三〇代であった比較的若年層の元与力・同心が大半を占めており、それゆえに維新後も長く府政を担当しえたのである。うが、なかでも懲役事務に関しては前述（第三章第一節）のごとく、明治初年に徒刑掛を新設した際、若年層から多数採用したことにその淵源を求めることができると思われる。しかし、彼らはやはり、全員その在職期間を通じて任官に留めおかれたままであった。その原因は年齢のみならず、廃藩置県前後に始まり、それ以降は明治六（一八七三）年一月に設置された内務省により強力に推進された「旧幕・旧藩勢力との断絶」という施策が、大阪地付の元幕臣であった彼らに影響を及ぼし続けたことにも求めることができよう<sup>(61)</sup>。

しかし、大坂町奉行所の終焉以降、新政府により再雇用された元与力・同心らは、度重なる人員整理の影響を直接

明治11年 5月	明治12年 2月	明治13年10月	明治14年 7月	明治15年 5月	明治16年12月	明治17年 5月	明治18年 7月	明治19年 7月
四等属	五等属	五等属	五等属					
十等属	十等属	九等属	九等属	九等属				
三等警部	同左	同左	不明	不明	書記兼看守長	同左	同左	同左
七等警部	同左							
九等警部	同左	同左						
同左 七等属	同左	六等属	六等属					
七等警部	同左	不明	不明	御用掛准判任				
四等属	五等属							
十等属 10月死去								
不明	不明	不明	不明	御用掛准判任	御用掛准判任			

判事補	大阪裁判所判事補	同左	不明	福岡始審裁判所檢事				
判事補	大阪裁判所判事補	同左	同左	大阪始審裁判所判事補	同左	同左	同左	同左
裁判所九等属	大阪裁判所九等属	同左	京都裁判所七等属	和歌山始審裁判所書記				
裁判所八等属	大阪裁判所八等属							
裁判所九等属	大阪裁判所九等属							
				大阪始審裁判所書記	園部治安裁判所判事補長	園部治安裁判所判事補	同左	秋田始審裁判所大曲支庁判事補
判事補	神戸裁判所判事補	同左	神戸裁判所判事	津山始審裁判所判事長	岡山始審裁判所津山支庁判事長	同左	津山支庁長判事	同左

元大坂町奉行所与力・同心

氏名 土族・平民の別	明治7年時 年齢	明治5年10月	明治6年	明治7年	明治8年	明治9年	明治10年	
工藤為書(同29)	平		外務課少属	同左	8月免出仕			
市川 晋(同137)	平	30	市務課権少属	11月同左少属	同左	1月免本官	代言人 (民事判決原本)	
平山尚房(同31)	平	42	勧業課権大属	8月同左権少属	同左	同左権中属	同左 1月権中属 (第六課公債掛)	
市橋貞教(同39)	平		勧業課少属 10月免本官					
松浦武雅(同65)	平	31	戸籍課附属一等	6月同左十五等出仕	同左	同左	12月同左十四等出仕	
関根一頼(与45)	士	36	勧業課権大属	2月取締掛 8月中属	同左	同左	同左 1月二等警部 (第四課懲役掛)	
平山重矩(同21)	平	48	勧業課権大属	2月取締掛 8月権中属	6月警察掛	6月十一等出仕 11月三等警部	4月兼権中属 11月免兼官	1月三等警部 (第四課懲役掛)
嘉米惟達(同132)	平	25	勧業課権少属	2月取締掛	4月同左少属	同左	3月因縁掛 7月懲役掛	1月同左四等警部 2月依願免本官
関 憲昌(同123)	平	31	勧業課史生	同左	同左	3月十三等出仕	12月依願免出仕	
青木武矩(同58)	平	35	勧業課史生	2月取締掛 5月京都府出頭	同左(在大阪)	同左	同左(史生)	1月六等警部 (第四課懲役掛)
浅井重栄(与42)	士	26	土木課少属	同左	同左	9月権中属	同左	1月権中属 (第二課土木掛)
三宅栄久(同27)	士	50	土木課少属	同左	同左	12月免本官		
小野政尉(同30)	平		土木課少属	4月免本官				
松井元利(与30)	平		土木課少属	10月免本官				
磯野伝三(同43)	平	44	出納課大属	8月同左中属	同左	4月神戸出張 9月権大属	同左(権大属)	1月第六課権大属 同月免本官
平山豊教(同34)	平	43	出納課少属	同左	4月同左権中属	同左	3月第四課警保掛 11月三等警部	1月三等警部 8月高麗橋警察署長
松岡隆一(同63)	平	35	出納課少属	3月東京出頭 8月権中属	同左(在大阪)	4月東京出張	同左(在大阪)	1月第六課権中属
田阪幸敬(与66?) 士	22		出納課附属二等	不明	不明	十五等出仕	不明	1月十五等出仕 (第二課)
由比嘉勝(与21)			不明	不明	不明	不明	不明	不明

三宅栄寛(同106)	士		聴訟課権大属	1月大阪裁判所へ 出頭	司法省権中解部	6月四級判事補	三級判事補	大阪裁判所判事補
市川貞祐(同59)	平		勧業課権大属	1月大阪裁判所へ 出頭	司法省権中解部	不明	四級判事補	大阪裁判所判事補
荒井富液(同50)			勧業課少属	1月大阪裁判所へ 出頭	司法省少属	不明	裁判所少属	大阪裁判所九等属
入江恒明(同23)	平		勧業課少属	1月大阪裁判所へ 出頭	司法省解部	9月十二等出仕	裁判所少属	大阪裁判所九等属
藤野光栄(同44)			勧業課少属	1月大阪裁判所へ 出頭	司法省少属	不明	裁判所少属	大阪裁判所九等属
蒔田 健(同97)	平		出納課権少属	5月免本官 (大阪府)				
由比信勝(与41)				1月司法省権中解部	司法省権中解部	不明	三級判事補	神戸裁判所判事補

[表二] 明治5年～19年の

に受け、その人数や府内での影響力を減じながらも、以後少なくとも約二〇年近くの長きにわたり、府政の一端を担い続けた<sup>(62)</sup>。また、彼らのなかには府を退職後に代言人に転身し、大阪裁判所を舞台に弁護活動を行った元同心（市川晋、同心137）が存在したことに注目しておく<sup>(63)</sup>。

一方、司法省官員となった元与力・同心たちも、明治六年以降、比較的長期にわたって裁判機関に勤務しつづけた（表二、下段参照）。明治八（一八七五）年五月に大審院が開庁した後、大阪地方裁判所（府県裁判所の名称は明治九年九月に廃止）はその下級審として位置づけられ、同月には正権大中少判事及び解部も、一等〜七等判事及び一級〜四級判事補と近代的名称に変更されたが、判事補や属の職務はそれぞれ「事ヲ判事ニ受ケ便宜判事ノ欠ニ填ツ」<sup>(64)</sup>、「事ヲ判事ニ受ケ上抄シ及簿書ヲ掌ル」とされ、従来のそれと大きく変わることはなかった。

また、当初の彼らの勤務地は大阪が大半を占めているが、明治一〇（一八七七）年二月に行政官吏による裁判が全廃された後、特に明治一四〜五年頃から西日本を中心とした各地に転動していったことがうかがわれる。これは全国への相次ぐ裁判所設置に対応したものであろう。明治一五（一八八二）年一月に旧刑法とともに施行された治罪法（一三年七月公布）は、犯罪の種類（重罪・軽罪・違警罪）によって裁判管轄を定めていたが、これに対応して従来の上等裁判所は控訴裁判所、地方裁判所は始審裁判所、区裁判所は治安裁判所と改称された。明治八年五月の大審院設置時に、たとえば地方裁判所は全国に二十三しかなかったが、その後の各地への精力的な裁判所設置の結果、治罪法施行時には始審裁判所は九〇箇所にまで増加しており、このような事態に対応するために、彼らは各地の始審裁判所や治安裁判所に配置されたものと考えられる<sup>(65)</sup>。また、現行制度下での判事や判事補と同等に論じることが当然できないが、彼らのなかには治安裁判所判事補長や始審裁判所支庁の判事長に任じられた者もみえている。旧幕時の身分（与

力見習・同心見習）や役席から推測するとやはり若年層が多かったものと思われるが、彼らも府に残った元与力・同心と同様、大半が判任官に留めおかれていた。

明治二〇年代に入った後、元大坂町奉行所与力・同心らがいつ頃まで裁判所勤務を続けたかについては、現時点では明らかにしえないが、わが国初の西欧法型法典である旧刑法・治罪法が公布・施行された際、その実効性の前提には「現場」に配置される司法官の資質が不可欠であることが頓に指摘され、また二〇年代後半からはじまった老朽司法官淘汰の対象とされた者たちには「新律綱領時代の遺物」というレッテルが与えられたという<sup>(66)</sup>。西洋法教育を受け、その素養を備えた者たちからみれば、元与力・同心らはまさに「遺物」の典型といえることができようが、そのような素養を持つ司法官たちが実際に現場に配置されはじめるのは、ようやく明治一〇年代前半になってからのことであった。すなわち、それ以前の時期においては、いわば「叩き上げ」の司法官ともいうべき元与力・同心のような旧幕臣らが、幕府法から中国法そして西洋法へと目まぐるしく変化する法体系の中でこれに順応し、司法の「現場」の一端を担い続けてきたことは間違いない<sup>(67)</sup>。

本稿では、幕末における大坂町奉行所の改革とその終焉、明治初年における「大坂裁判所」や大阪府の設置、さらにはその後の大阪裁判所の開庁や府庁の状況を、「近世と近代の連続性」という観点から元大坂町奉行所与力・同心の動向を中心に概観することを試みてきたが、論ずべき課題はまだ多く残されている。たとえば前述のように、外務関係部局の人的推移の詳細を窺い知ることのできる史料を発見できておらず、明治二―三年頃から行われた改名により困難となる人物の特定についても、周辺史料から更に精度を上げることが可能であろう。また、野に下ることを余儀なくされた元与力・同心たちのその後<sup>(68)</sup>や、明治二〇年以降の行政・司法の場における彼らの状況についても、今後の

課題とせざるをえない。<sup>(69)</sup>さらにもう少し大きな視点からは、既述のような大坂町奉行所元与力・同心らの状況を他の地域—例えば江戸・京都・長崎・奈良・堺など—と比較対照することにより、当時の旧幕府領に普遍的にみられた傾向と大阪府の有した特質とをより鮮明に析出することが可能となるであろう。<sup>(70)</sup>

そして、何より本稿でほとんど触れることができなかったのは、元大坂町奉行所与力・同心らによって担われた府政の実態とその評価に關してである。明治初年には密偵により、各地の情勢探索書が頻繁に政府に宛てて寄せられたが、そのような「探索書」のひとつで、明治四年一月に作成された「阪地事情申上候書取」には、明治二年末〜四年下半年期における府政の実態につき

・阪地之風習ニ候哉、判任以下之官吏従来之醜氣於今一洗不仕、一旦之嚴令モ追日弛紊シ、既ニ贈賂之道モ断テ又密ニ相通シ候ヨリ、聽訟断獄之道不明之取計モ有之様子、盜賊・奸民等捕縛候節、町方会所ニ而其顛末ヲ糺問シ、引合人呼集候節、猶依怙之扱モ有之由……

・府中ニも旧与力・同心残居、府事ニ馴候ニ付、此者共儀多ク取扱致候趣ニ承及候。於今年始・八朔・歳暮等之贈物、諸県蔵屋敷及商人共ヨリ差出候よしニ風説仕候……

・阪府管外之者ヨリ府下之者江相掛候公事訴訟ハ、其事之理非ニ不拘、十二八、九ハ坂地之者勝利ヲ得候振合ニ而、諸県下之者甚失望罷在候……<sup>(71)</sup>

などと記され、元与力・同心らによる汚職と枉法の様子が痛烈に非難されている。旧幕時代から大坂町奉行所与力・同心たちの多くは町人たちの嫌悪の対象であったこと、府民の新政に対する期待と失望の落差、密偵という報告者の性質、元与力・同心たちの制度的・身分的に不安定な状態、などを勘案しても、当時の史料にみられるこれらの指摘は誠実に検討する必要がある。しかし、本稿でみてきたように、幕末から明治初年にかけての大阪に、元大坂町奉

行所与力・同心らの存在が不可欠であったこともまた事実である。彼らに対する客観的な評価が可能であるか否かはさておき、明治初年の大阪府における断獄手続や行刑の実態については、筆者が実見しえた史料を中心に、稿を改めて論じることにはしたい。

(完)

- (57) 表二作成に使用した史料は、「明治元年ヨリ同七年マテ官員進退」、「明治七年十二月調官員現在」、「明治八年中官員進退」、明治九年中および十年中の「官員履歴」、明治九年および十年の「官員履歴稿」(以上、いずれも「府県史料 大阪府」所収)と、前掲、「明治初年の官員録・職員録」第二―五巻に収録された明治一九年までの官員録・職員録である。この「明治初年の官員録・職員録」に収録されたものは、中央政府の構成員の名を知ることが主目的に編纂されており、各地方分については所属課までは記されていない。なお、明治一〇年については「大阪府職員録 明治十年第一月改」が大阪府立中央図書館に、七月分の「官員録全」が大阪府立中之島図書館にそれぞれ所蔵されており、府の人事の詳細を知ることができるため、これを利用した。
- (58) 表二中の平山豊教(同心34)は、出納課から第四課へと異動し、警部となつて明治一〇年八月には高麗橋警察署長に任じられている。まさに典型例といえよう。
- (59) たとえば、明治一〇年一月に府は分課を、庶務課・勸業課・租税課・土木課・学務課・出納課・警察課と改正し新たに土木課を新設している。
- (60) 一般行政を担当した元与力・同心の様子をうかがうことのできる史料を知らないが、裁判所開庁後に懲役業務を担当した元与力・同心たちの職務の一端を、残された史料から垣間見ることができよう。律系刑法典の採用、とくに明治六年六月発布の新律綱領で、刑罰体系は原則として死刑と懲役刑の二種とされたため、以後懲役囚が激増することとなつたのはよく知られている。既に明治六年三月には「……(前略)従来ノ懲役場甚狭隘ニシテ現今懲役難相成地方ニ於テハ、其施行方ニ付苦情有之哉ニ相聞候條、右等ノ地方ノミハ懲役場取廣候迄ハ、不得已右實決之儀不苦候事」と、懲役場が狭隘な地方では当分管・杖刑を継続することを予め認めるほどであった。

大阪でも懲役囚が激増し、度々反獄を企てる事態が生じている。たとえば、

去明治十年十一月十三日附を以御届申候通、同年十月廿六日、當府已決囚一境区十式監に式百七十名差入有之内、多囚反獄を謀り、十式監之内四監は遂に境界板を破毀し、該四監に差入有之百三十八名之囚混同し、破毀したる境界板等取東天井に釣下げ監扉を撞き、或は監内必要之木具等破砕し取鎖之者に投付杯、該日午後六時頃に起り頗る暴動に及び候より、追々警察掛之者駆付、且大阪鎮台衛戍兵も出張致し防衛能く行届、遂に一囚も逃走せしめず、同夜一時頃全く取鎖候付ては、該時防禦取鎖方に盡力致し候懲役掛之者へ、後來為獎勵相当の御賞典有之度、別紙 四等警部、関根、郷外九拾九人手續書副相伺候也（大阪府知事より内務卿あて伺、前掲、『日本近世行刑史稿下』、四六一頁）

と関根を中心とした囚徒の鎮庄状況とそれに対する報奨が伺われ、これ以外にも「官員履歴稿」などの諸史料から少なくとも明治七年七月十日、八年一月四日、十年八月一日、十三年二月一日にも大規模な反獄が発生し、その対応に追われたことがうかがわれる。また、彼ら懲役掛はたびたび大阪裁判所から贖罪金・呵責などの処罰をも宣せられているが、その原因としては「懲役日数ヲ……違算仕候」「懲役人ノ満期ニ至ルヲ不心付」「徒一年ヲ失入シテ徒三年ト為ス」「身宿直ニ當リ、囚ノ逃走ヲ知ラス」「懲役期満ノ囚領置ノ工錢ヲ給スヘキヲ誤テ給セサル」「懲役罪囚場内ニテ使役中逃走スル」などが散見される。

(61) 前掲、大島美津子『明治国家と地域社会』（七二頁）では、明治十一年三月出版の『明治官員録』を利用して府県庁の人的構成が分析されている。これによると大阪府では、総官員中に占める地元官員の比率が四〇・三%、全奏任官中に占める地元官員の比率が〇%となっており、他県と比較してもかなり地元官員の比率は低い。

(62) 表二にみえる由比喜勝（与力21）は、明治一六年以降の経歴が不明であるが、関根一郷と同様、大阪史談会（本稿第二章注(12)参照）において明治三四年一二月一四日、次のような講話をおこなったという

「……（前略）次で由比喜勝氏は其舊幕政時代與力の職にありし所を以て町廻、火事場改め役、蔵目附、吟味役、盜賊吟味役、地方役の各任務實況を詳陳し就中盜賊吟味役中姫路の町人紅屋又兵衛が其富豪の故を以て猥に古金銀小判等を改鑄して自家用の器具を作りたる罪惡を吟味したる顛末など殊に傾聴に値せりと」（大阪朝日新聞明治三四年二月一五日の欄外記事より抜粋。残念ながらこの時の談話の詳細は関根と同様、現存していないようである。

(63) 市川は明治八年一月二八日付で府を退職したことが「府県史料 大阪府」のうち「明治八年中官員進退」の記載からわかるが、大阪大学法学部保存分の民事判決原本中、明治九年六月の原本に「市川晋 被告代、言人 大坂第六大区三小区川崎村××番地平民」と記されたものがあつた。名前の一致や居住地から、ほぼ元同心の市川晋（旧名長吉）とみてよいであらう。

- (64) 「大審院諸裁判所職制章程」（明治八年五月一〇日太政官番外達）より抜粋。
- (65) 治罪法施行前の明治一四（一八八一）年一〇月六日、政府は太政官布告により、各裁判所の改称と同時にその位置および管轄区画を改正している。また、治罪法の規定によれば判事補の職務は「判事差支アル時ハ、其他ノ判事又ハ判事補、其職務ヲ行フ。判事補ハ、予審又ハ公判ニ立合ヒ、意見ヲ述ルコトヲ得」（第五十七条）、書記の職務は「書記ハ、予審及ヒ公判ニ立合ヒ、調書、公判始末書、其他訴訟ニ関スル一切ノ書類ヲ作ル可シ。又、裁判言渡書、其他一切ノ書類ヲ保存ス可シ」（第三十七条）などとされた。
- (66) 岩谷十郎「明治期司法官の近代法適用をめぐる逡巡―旧刑法の運用実態分析―総則規定を中心として―」（杉山晴康編『裁判と法の歴史的展開』、敬文堂、一九九二）六九―七〇頁参照。
- (67) たとえば大阪大学保存分民事判決原本中、明治八年六月分には三宅栄寛（同心106）の名が四級判事補として、明治九年六月分には三級判事補としてみえており、また大阪地方検察庁所蔵史料「断刑録」明治一四年分には、判事補として三宅栄寛と市川貞祐（同心59）の名が散見される。
- (68) 廃藩置県後に元大坂町奉行所与力・同心たちが他府県で官吏として再雇用された可能性を考え、前掲、『明治初年の官員録・職員録』を利用して、明治一九年までの各府県分から大阪府出身者を抽出してみたが、その中に元与力・同心を発見することができなかつた。もつとも府県毎に発行された職員録を精査すれば、あるいは下級官員の中に元与力・同心を発見することができるかもしれない。
- (69) 明治二二（一八八九）年四月一日、府が大阪四区に市制を施行したことにより、大阪市が誕生した。大阪市には市制特例が適用されたため、市長の職務は府知事が、助役の職務は府の書記官が代行し、府庁の官吏が市務を担当した。また、二三年一月には裁判所構成法が施行され、裁判所の機構も大きく変化している。
- (70) たとえば前述のごとく、京都府は大阪府より府県裁判所設置の決定は早かったが、京都府が京都裁判所への裁判権の委譲に對し、強い抵抗を示したことはよく知られている。詳細については、藤原明久「明治六年における京都府と京都裁判所との裁判権限争議（上・下）」（神戸法学雑誌）第三四卷二、四号）などを参照。
- (71) 「阪地事情申上候書取」は三条家文書に含まれている。『新修大阪市史 第五卷』第一章第一節3（三三―四一頁）「府行政の実態」（執筆分担は家近良樹）から引用。

## 〔別表凡例〕

一「番号・氏名欄」基本的には慶応三年八月改の「御役録」表面に記されている氏名を用い、これに便宜的に番号を付した。なお、「御役録」の裏面には与力・同心の居室の位置と家紋、同居家族（但し男性のみ）が記されているが、このうち表面と重複しない人名についても抽出し、番号を付した。

一「維新後の改名欄」「府県史料 大阪府」所収の諸史料などから、改名が判明する者についてはこれを記した。また、現時点において確認はできないが、職員録にみえる職歴の継続性などから同一人であろうと推定しうる者については、？を付した上でこれを記している。

一「与力・同心の別欄」基本的に「御役録」により判別したが、『大坂町奉行所与力留書・覚書拾遺』（大阪府史料第四七輯、一九九六）には、慶応三（一八六七）年八月一四日の任命により彼らに新たな役名を与えられた際の記事がみえ、その人名の肩書には旧役名が記されている。「見習」などの記載はこれを参考にした。なお、「御役録」裏面のみにもみえる人名については、同居者が与力・同心かで判断し、後ろに？を付した。

一「慶応三年正月・八朔改欄」「御役録」（いずれも大阪府立中之島図書館所蔵）には各掛毎に所属の与力・同心の人名が記されているため、これを抽出した。また兼帯する役掛りがある場合、「御役録」では人名の横に小字でこれが記されている。この兼帯分については丸括弧（ ）を付している。なお、東京大学史料編纂所所蔵の「御役録」には慶応三年正月・八朔改分ともに紙片が貼付しており、これには「仮役」「仮掛」という形で人名が列挙されている。この紙片にみえる役掛りも抽出し、亀甲括弧「」を付した。

一「慶応三年八月一四日・慶応四年四月欄」抽出に使用した諸史料については、本稿中の各注を参照されたい。なお、二月一日・三月一日欄については、現時点では与力分の史料しか発見しえていないため、同心はこの欄を省略した。

一「明治二〜五年欄」各「職員録」の所蔵機関については、本稿中の各注を参照されたい。なお、明治三年以降については改名が行われた事により、同一人と確定できない場合がある。その場合には職名の後に？を付した。

一「備考欄」諸史料から現時点において判明する情報（たとえば親子関係、年齢、免官年など）を記した。

番号	氏名	維新後の改	与力・同心の別	慶応3(1867)年頭改	慶応3(1867)年八朔改	慶応3(1867)年8月14日	慶応4(1868)年2月11日	慶応4(1868)年2月18日	慶応4(1868)年3月15日	慶応4(1868)年4月	明治2(1869)年5月	明治3(1870)年正月	明治4(1871)年6月	明治5年(1872)年10月	備考
	安東保三郎		与力			調役並勤方									
	八田虎吉		与力見習			調役並出役									八田謹一郎(53)伴
0	比留半蔵		与力		御調役										
1	八田五郎左衛門		与力	目附・寺社・兵庫・吟味・盗賊・唐物	御調役・寺社(唐物)・吟味・盗賊・兵庫	調役(七月)									
2	大須賀鎌次郎		与力	勘定・地方・吟味・盗賊・唐物	御調役・地方(唐物)・吟味・盗賊・定町・勘定	調役(七月)	寺社・地方・吟味	市中取締掛	公事川方・地方・吟味方寺社方・盗賊方	調役(寺社・旧記)					
3	小川虎之丞		与力	諸御用・同心・川	寺社	調役並勤方									
4	内山逸之助		与力	目附・川(土砂)・[目附]	寺社・土砂留・[銅座]	調役並勤方									
5	寺西幾四郎		与力	寺社(銅座俵物)・吟味・[地方]	寺社・吟味・[地方]	調役並					庶務方	庶務局庶務掛(小属)			
6	永田栄之助		与力	寺社	寺社・兵庫	調役並勤方									
7	黒崎磯左衛門		与力	遠国・寺社・[兵庫]	寺社・[兵庫]	調役並勤方									
8	吉田猪三郎	清忠?	与力	寺社・極印・[川]	寺社・極印	調役並勤方		市中取締掛(外国掛)			外国事務局(営繕地所)	外務局居留地関門守衛主宰?(権大属)	外国事務局四川番所船改長?(権大属)		
9	古屋善太郎		与力見習	遠国・極印	寺社	調役並出役					外国事務局(営繕地所)				古屋源之祐(12)伴
10	中嶋豹三郎	珪之助?	与力	諸御用・同心・勘定・川	川方・勘定	調役並									
11	工藤左之助		与力	同心・目附・川(土砂留)・極印・唐物・[諸御用]	川方(唐物)・土砂留・極印	調役並									
12	古屋源之祐		与力	諸御用・同心・寺社	川方・勘定	調役並									
13	早川伝三郎		与力	目附・川・吟味・極印	川方・吟味・極印	調役並	寺社・地方	市中取締掛	公事川方・地方・吟味方寺社方	調役(地方)	庶務方				
14	西田千之丞		与力	川・御金・[同心]	川方・御金	調役並勤方									
15	勝部元之助		与力見習	寺社・御普請	川方	調役並出役									勝部与一郎(58)伴
16	三宅裕太郎		与力	遠国・吟味	川方(唐物)	調役並勤方									
17	西田寿三郎		与力	川・兵庫・流入	川方・兵庫・流入	調役並勤方					外国事務局(三川番所詰)	外務局四川番所船改并居留地七門守衛			
18	荻野七左衛門		与力	諸御用・遠国・地方(函館産物)・極印	地方(箱館産物)・極印	調役並									
19	丹羽欣次郎		与力	目附・地方・吟味・唐物	地方(唐物)・吟味	調役	寺社・地方・目安	市中取締掛	公事川方・地方・吟味方寺社方・盗賊方	調役(寺社・旧記)	仮病院御用掛				
20	田坂直次郎		与力	地方・兵庫・吟味	地方(唐物)・吟味・兵庫	調役	川方・目安	市中取締掛	公事川方・地方・吟味方寺社方	調役(川方)	徒刑掛				
21	由比又太郎	喜勝	与力	地方・吟味・盗賊	地方・吟味・盗賊	調役	川方・盗賊・目安	市中取締掛	公事川方・地方・吟味方寺社方・盗賊方	調役(地方)	庶務方兼書記記録	庶務局庶務長(大属)	庶務掛権典事		
22	成瀬捨蔵		与力	地方(箱館産物)・盗賊・唐物・[寺社]	地方(箱館産物・唐物)・盗賊・極印	調役並				調役(盗賊・公事・吟味・当番所詰)					
23	朝岡泰蔵		与力見習	地方・吟味	地方・吟味	調役並出役	地方・吟味	市中取締掛	公事川方・地方・吟味方寺社方	調役(公事・吟味)	聴訟方	庶務局庶務掛(権大属)?			朝岡助之丞(66)伴
24	杉浦橘馬	友次郎	与力	兵庫・吟味・極印	地方	調役並	地方・吟味	市中取締掛	地方・吟味方寺社方・盗賊方		聴訟方				
25	服部伸次郎		与力	吟味・小買物	吟味・[寺社]	調役並勤方					外国事務局(三川番所詰)				
26	寺西左吉郎		与力	遠国・吟味・[川]	吟味・[川]・御用所兼帯	調役並勤方					伝達守辰役				
27	仁木蔵太郎		与力	遠国・御金(鉄砲)・[遠国・川]	吟味・極印・[川]	調役並勤方					外国事務局(三川番所詰)	外務局四川番所船改并居留地七門守衛			
28	近藤扇太郎		与力	吟味・目安・[遠国]	吟味	調役並勤方					外国事務局(三川番所詰)				
29	工藤金之丞	為書	与力	吟味・御普請・目安	吟味・目安・御普請	調役並勤方					外国事務局(聴訟断獄)		外国事務局刑訟掛(権少属)	外務課(少属)	明治7年8月3日免出仕
30	松井騏太郎	元利	与力		盗賊・[地方]・御用所兼帯	調役並勤方					外国事務局(三川番所詰)	外務局居留地掛荷物改役	外国事務局船税掛(権少属)	土木課(少属)	明治6年10月9日免本官
30	松井種之助		与力	[盗賊方出役・御普請]											騏太郎と同一人か
31	牧野弓馬太郎		与力	盗賊・目安・[遠国・盗賊]	盗賊・目安	調役並	盗賊・目安	市中取締掛	地方・吟味方寺社方・盗賊方	調役(盗賊)	糺獄方兼捕亡使	病院御用掛(大属)			
32	松井繁之助		与力	盗賊・流入・[地方出役・盗賊・小買物]	盗賊・[地方出役]	調役並勤方	盗賊・吟味	市中取締掛	地方・吟味方寺社方・盗賊方	調役(盗賊)	庶務方	庶務局庶務掛(少属)			
33	寺西正之助		与力	盗賊	盗賊・流入	調役並									
34	成瀬正三郎		与力	目安・[盗賊方出役]	目安・小買物・[盗賊方出役・御普請・火事場]	調役並勤方					徒刑掛				
35	磯矢頼母	五百太郎	与力	目安	目安	調役並勤方	吟味・目安	市中取締掛	地方・吟味方寺社方・盗賊方	調役(川方)	聴訟方	刑訟局定刑掛(権大属)			
36	勝部季之助		与力見習	目安・[御普請]	目安・[御普請]	調役並出役	吟味・目安	市中取締掛	公事川方・吟味方寺社方	調役(公事・吟味・当番所詰)	聴訟方				勝部与一郎(58)孫,元之助(15)実子
37	由比新五郎		与力	目安	目安	調役並勤方					商社掛	外務局四川番所船改并居留地七門守衛	外国事務局四川番所船改掛(等外)		
38	山本善之助		与力	目安	目安・[御普請]	調役並勤方	目安	市中取締掛	公事川方・消防方	調役(公事・吟味・消防)					
39	片山友太郎		与力	目安・[盗賊方出役・御普請]	目安・[盗賊方出役・御普請]	調役並勤方					外国事務局(聴訟断獄)				旧名友助

番号	氏名	維新後の改	与力・同心の別	慶応3(1867)年頭改	慶応3(1867)年八朔改	慶応3(1867)年8月14日	慶応4(1868)年2月11日	慶応4(1868)年2月18日	慶応4(1868)年3月15日	慶応4(1868)年4月	明治2(1869)年5月	明治3(1870)年正月	明治4(1871)年6月	明治5年(1872)年10月	備考
40	吉田楠次郎		与力	目安・[御普請]	目安・[御普請]	調役並勤方				調役(寺社・消防)	営繕方	会計局土木掛?(少属)			
41	由比半次郎	信勝	与力見習	目安	目安・[御普請]・御用所兼帯	調役並出役				調役(公事・吟味・当番所詰)	糺獄方兼捕亡使	刑訟局刑訟掛(少属)	聴訟掛(少属)		由比又太郎(21)伴
42	浅井鶴次郎	重栄	与力	目安	目安	調役並勤方	目安	市中取締掛	公事川方・吟味方守社方	調役(吟味・当番所詰)	営繕方	会計局土木掛(少属)	会計掛少属兼貧院掛官橋市橋諸木営繕諸官舎専務	土木課(少属)	
43	中嶋三太郎	典謨	与力見習	目安	火事場牢扶持・御用所兼帯	調役並出役	目安	市中取締掛	公事川方・消防方	調役(川方・消防)	庶務方兼書記記録	庶務局秘書記(少属)	戸籍掛(少属)		中島豹三郎(10)嫡孫承祖
44	小川宗三郎		与力見習	御蔵	火事場牢扶持	調役並出役									小川虎之丞(3)伴
45	関根道之助	一郷	与力	火事役牢扶持・[御蔵目附]	火事場牢扶持・御用所兼帯	調役並勤方	目安	市中取締掛	公事川方・吟味方寺社方	調役(盗賊・当番所詰)	糺獄方兼捕亡使	刑訟局刑訟掛(権大属)	断獄掛(権大属)	鞠獄課(権大属)	明治7年36歳
46	弓削作之丞	寛次郎?	与力	御塩噌・[御蔵目附]	火事場牢扶持・定町	調役並勤方					外国事務局(三川番所詰)	外務局四川番所船改并居留地七門守衛	外国事務局四川番所船改掛?(等外)		
47	八田耕之助		与力	火事役牢扶持	火事場牢扶持・定町	調役並勤方							徒刑掛(等外)		
48	大須賀延之助	八十吉?	与力見習		目安	調役並出役					伝達守辰役				大須賀謙次郎(2)物領
49	早川悦次郎		与力見習		定町	調役並出役									早川伝三郎(13)伴
50	朝岡象太郎		与力見習		定町・御用所掛	調役並出役									朝岡助之丞(51)孫, 泰蔵(23)伴
51	朝岡助之丞		与力	諸御用・同心・勘定・唐物	勘定(唐物)										
52	河方磯五郎		与力	御金・[川]	御金	調役並勤方									
53	八田謹一郎		与力	御金・[川・地方出役]	御金・[川・地方出役]	調役並勤方					外国事務局(三川番所詰)				
54	伴藤太郎	孝橋	与力	御普請	御金	調役並勤方					外国事務局(三川番所詰)	外務局四川番所船改并居留地七門守衛	外国事務局四川番所船改掛?(等外)		
55	葛山市之丞		与力	火事役牢扶持・定町	御普請	調役並勤方									
56	桑原吉太郎		与力	御普請	御普請・[盗賊]	調役並勤方									
57	磯矢矩之助		与力	小買物	小買物	調役並勤方					営繕方(治河掛)				
58	勝部与一郎		与力	諸御用・同心											
59	金井塚与五郎		与力			調役並勤方									
60	八田喜次郎		与力			調役並勤方									
60	八田種蔵		与力												喜次郎と同一人か
61	桑原辰之助		与力?		[火事場]										吉太郎(56)の息子か
62	牧野安之助	義比?	与力			調役並勤方							給仕	給仕?(等外四等)	
63	寺西筆(隼?)之助	正明?	与力?										給仕(等外)	給仕?(等外四等)	旧名万次郎か
64	河方幾久馬		与力	定町		調役並勤方									
65	丹羽猛三郎		与力	御蔵		調役並勤方									
66	田坂奎之助		与力見習			調役並出役									田坂直次郎(20)伴
67	大森三郎		与力			調役並勤方									隼太と同一人か
68	安東惣左衛門		与力	目附・寺社(銅座俵物)・[同心・兵庫]											慶応3には引退か
69	成瀬実太郎	正宜?	与力見習		御用所掛	調役並出役							給仕	庶務課附属?(三等)	成瀬捨蔵(22)伴(宗太郎か)
70	吉田磯太郎(富之丞)		与力	川・唐物											磯太郎と改名か
71	服部種八		与力見習		御用所兼帯?	調役並出役									服部伸次郎(25)伴
72	永田正太郎		与力見習			調役並出役									永田栄之助(6)伴
73	内山林吉		与力見習			調役並出役									内山逸之助(4)伴
74	近藤宗之助	俊吉?	与力見習			調役並出役						外務局四川番所船改并居留地七門守衛	外国事務局四川番所船改掛?(等外)		近藤扇太郎(28)伴
75	古屋元三郎		与力?		御用所掛										源之祐(12)の息子か
76	杉浦栄次郎	庸静?	与力?		御用所兼帯	調役並				外国事務局(三川番所詰)	外務局四川番所船改并居留地七門守衛	外国事務局四川番所船改掛(等外)	外務課附属?(二等)		
77	田坂壮太郎		与力	定町		調役並勤方									
78	八田千勝		与力	定町											謹一郎(53)伴か虎吉と同一人か
79	工藤乙太郎		与力見習			調役並出役					外国事務局(三川番所詰)		会計掛		工藤左之助(11)伴
80	工藤信三郎		与力?										徒刑掛(等外)		左之助(11)の息子か
81	荻野慎三		与力	御塩噌		調役並勤方					外国事務局(聴訟断獄)		外国事務局荷物改掛(等外)		

番号	氏名	維新後の改名	与力・同心の別	慶応3(1867)年頭改	慶応3(1867)年八期改	慶応3(1867)年8月14日	慶応4(1868)年2月18日	慶応4(1868)年4月	明治2(1869)年5月	明治3(1870)年正月	明治4(1871)年6月	明治5(1872)年10月	備考
1	清原光五郎		同心	組頭・諸御用	組頭	同心小頭							
2	中村蔵太		同心	組頭・諸御用・勘定	組頭・勘定	同心小頭							
3	横河米次郎		同心	組頭・高原溜	組頭・高原溜								
4	坂部太郎左衛門		同心	組頭・諸御用・勘定	組頭・勘定	定役							
5	関弥次右衛門		同心	組頭・地方(箱館産物)・唐物	組頭(唐物)・地方(箱館産物)	同心小頭							
6	木村謙一郎		同心	組頭・寺社	組頭・寺社・[上ヶ知]	定役							
7	嶋田左次馬		同心	組頭・川・唐物	組頭(唐物)・川方	定役							
8	横山厚五郎		同心	組頭・[銅座]	組頭(唐物)	定役							辰之助(64)の父か
9	清水亮輔	政太郎?	同心	組頭・高原溜	組頭・高原溜								
10	松浦純平		同心	川・[御金]	組頭・勘定・高原溜・[川]	定役							又三郎(69)の父か
11	高橋喜左衛門	朔吉?	同心	筆頭・高原溜・[組頭]	筆頭・半屋敷取締・高原溜・[組頭]				徒刑掛?	病院俗事役(権少属)			
12	蒔田丈之進		同心	筆頭・高原溜・[組頭]	筆頭・高原溜								
13	清原佐一郎		同心	筆頭・高原溜	筆頭・高原溜								
14	福田柳平		同心	筆頭・高原溜	筆頭(銅座)・高原溜	定役							嘉蔵太(32)の他に為蔵という息子か
15	衣笠才右衛門		同心	筆頭・唐物・[組頭]	筆頭(唐物)・[組頭・高原溜]								
16	市川嘉七		同心	筆頭・高原溜	筆頭・高原溜								瀧右衛門と同一人か
16	市川瀧右衛門		同心										朝治(59)の父か
17	近藤濠五郎		同心	筆頭・高原溜	筆頭・高原溜								辰太郎(68)の父
18	生田駒之丞		同心	筆頭・[筆頭]	筆頭・半屋敷取締								隆之助という息子(?)もあり
19	小野土岐右衛門		同心	筆頭・半屋敷取締	筆頭								
20	中村九右衛門		同心	諸御用・寺社(流入)・唐物・[諸御用]	寺社(唐物)・[筆頭]								
21	平山熊太郎	重矩	同心	寺社・兵庫・町目附・盗賊定詰・盗賊捕方	寺社・盗賊定詰・盗賊捕方・兵庫	定役	市中取締掛	調役手代(地方・盗賊)	監察	監察局監察(少属)	徒刑掛(権大属)	翰獄課(権大属)	明治7年48歳
22	天野又左衛門		同心	寺社(流入)・[筆頭]	寺社・[筆頭]								
23	入江仙助	重造・恒明	同心	寺社・盗賊定詰・盗賊捕方	寺社・盗賊定詰・盗賊捕方	定役			補備長	補備長	断獄掛(少属)	翰獄課(少属)	
24	寺島権之丞		同心	寺社・兵庫・[銅座・勘定]	寺社・兵庫・[勘定・御普請]	定役			外国事務局(収税措庫)		会計掛(等外)川浚治水専務		
25	渡辺勝太郎		同心	寺社・兵庫・[盗賊捕方]	寺社・兵庫・[盗賊捕方]	定役		書役	糺獄方兼捕亡使?	刑訟局捕亡長兼史生(権少属)?			
26	井上猷吾		同心	兵庫・吟味・盗賊定詰・盗賊捕方	寺社・盗賊定詰・盗賊捕方	定役	市中取締掛	調役手代(寺社・吟味・盗賊)	監察				
27	三宅馬太郎	栄久	同心	川(土砂溜)	川方・土砂溜・[盗賊定詰]	定役	市中取締掛	調役手代(川方・盗賊)	営繕方(治河掛)	会計局土木掛(権少属)	会計掛(権少属)	土木課(少属)	明治7年50歳 8年12月免本官
28	清原瀧五郎		同心	川(土砂溜)・[御普請?]	川方・土砂溜	定役	市中取締掛	調役手代(寺社・川方)	営繕方				
29	渡辺織之助	良之助?	同心	川・盗賊定詰・盗賊捕方	川・盗賊定詰・盗賊捕方	定役元ノ助役				刑訟局捕亡長?(権少属)			保輔の息子か
30	小野左十郎	政尉	同心	川・勘定	川・勘定	定役	市中取締掛	調役手代(寺社・川方)	営繕方(治河掛)	会計局租税掛(権少属)	会計掛(少属)	土木課(少属)	明治6年4月13日免本官
31	平山新太郎	尚房	同心	川・[御金?]	川・[上ヶ知?・御金]	定役	市中取締掛	調役手代(川方・地方)	徒刑掛	刑訟局徒刑掛	会計掛(少属)	勸業課(権大属)	明治7年42歳 10年11月依願免本官
32	福田嘉蔵太		同心	川・[高原溜]	川方・[筆頭・高原溜]								柳平(14)の息子か
33	松田光之丞	興吉?四郎助?	同心	川	川	定役		玄関番	徒刑掛?	刑訟局徒刑掛?	会計掛川浚治水専務?(権少属)		
34	平山武三郎	豊教	同心	勘定・唐物・[川]	川・[勘定]	定役	市中取締掛	調役手代(川方・公事懸)	租税方	庶務局救恤掛(少属)	貧院掛(少属)兼出納用度掛	出納課(少属)	明治7年43歳
35	森武司	正辰?	同心	川・[極印]	川・[極印]	定役	市中取締掛	調役手代(寺社・川方)	営繕方(治河掛)	会計局土木掛(権少属)	会計掛?(権少属)官橋市橋諸木営繕諸官舎専務	勸業課(十五等出仕)?	
36	人見八次郎		同心	地方(箱館)・[唐物]	地方(箱館)・[唐物]	定役元ノ助役							
37	横井庄太夫		同心	地方	地方			書役	徒刑掛				
38	岡本浦次郎	教信?	同心	地方(箱館)・唐物	地方(唐物)	定役	市中取締掛	調役手代(川方・地方)	筆生当分兼書記	庶務局秘書記?(少属)	市政掛(少属)?		
39	市橋虎三郎	貞教	同心	地方(箱館)・唐物	地方(唐物)	定役	市中取締掛	調役手代(寺社・地方)	囹圄掛	刑訟局囹圄掛(少属)	会計掛(少属)	勸業課(少属)	明治5年10月20日免本官
40	清水辰三郎	元三郎?	同心	地方・[筆頭]	地方			玄関番	伝達守辰役	刑訟局史生?	徒刑掛?(等外)		亮輔(9)の息子か
41	佐川豊左衛門	順遠	同心	地方・[筆頭]	地方	定役	市中取締掛	調役手代(寺社)	囹圄掛	刑訟局囹圄掛(権少属)	囹圄掛(権少属)		
42	古市隼太郎		同心	地方(箱館)・唐物	地方(唐物)	定役	市中取締掛	調役手代(地方・盗賊)	糺獄方兼捕亡使	刑訟局定刑掛(少属)			
43	磯野伝左衛門	伝三・為政	同心	地方(箱館)・兵庫・[唐物]	地方・兵庫・[唐物]	定役	市中取締掛	調役手代(川方・地方)	会計方(諸出納吟味役)	会計局会計長(少属)	会計掛(権大属)	出納課(大属)	明治7年44歳 8年9月権大属
44	藤野直太郎	光栄	同心	地方・盗賊定詰・盗賊捕方	地方・盗賊定詰・盗賊捕方	定役	市中取締掛	調役手代(地方・公事懸)	探索方	刑訟局史生(権少属)	断獄掛(少属)	翰獄課(少属)	
45	二俣為次郎		同心	吟味(銅座)	吟味(銅座)・[筆頭・高原溜]								

番号	氏名	維新後の改名	与力・同心の別	慶応3(1867)年頭改	慶応3(1867)年八期改	慶応3(1867)年8月14日	慶応4(1868)年2月18日	慶応4(1868)年4月	明治2(1869)年5月	明治3(1870)年正月	明治4(1871)年6月	明治5(1872)年10月	備考
46	市橋九一郎	方徳	同心	吟味・盗賊捕方・[寺社]	吟味・盗賊捕方	定役	市中取締掛	調役手代(寺社・消防・公事懸)	糺獄方兼捕亡使兼書記	刑訟局刑訟掛(少属)	断獄掛(少属)		
47	清原信太郎		同心	吟味・[川]	吟味・兵庫・流入・[川]				外国事務局(三川番所詰)				瀧五郎(28)の息子か
48	大橋孫七郎	興齋	同心	吟味・盗賊捕方	吟味・盗賊捕方	定役		当番所詰	糺獄方兼捕亡使	刑訟局捕亡長(権少属)	取締掛(少属)		
49	田中覚次	辰三郎?敬親?	同心	吟味・[川・遠国]	吟味・[筆頭・川・極印・高原溜]				外国事務局(三川番所詰)	外務局四川番所船改并居留地七門守衛	外国事務局四川番所船改掛?(等外)	外務課附属?(二等)	
50	荒井石次郎	富叔	同心	吟味(流人)・盗賊捕方	吟味・盗賊捕方・流入	定役		玄関番	糺獄方兼書記	刑訟局定刑掛兼史生(権少属)	断獄掛(少属)	鞠獄課(少属)	
51	松田喜三右衛門		同心	兵庫・遠国極印・[寺社・高原溜]	吟味・兵庫・[寺社・高原溜]				伝達守辰役				
52	佐川豊三郎		同心	吟味・町目附・盗賊捕方・[川・御金・盗賊捕方]	吟味・盗賊捕方・[御金]	定役	市中取締掛						
53	市川吉之助	郁三?	同心	遠国極印(流人)・盗賊捕方・[盗賊定詰]	盗賊定詰・極印・流入	定役	市中取締掛	調役手代(吟味・盗賊・消防)	糺獄方兼捕亡使兼書記?	刑訟局刑訟掛?(少属)	徒刑掛?(少属)		
54	宇野善三郎	格	同心	勘定・盗賊捕方・[地方]	盗賊定詰・盗賊捕方・極印・[地方]	定役	市中取締掛	調役手代(地方・公事懸)	糺獄方兼捕亡使	刑訟局捕亡長(権少属)	取締掛(少属)兼貧院掛		
55	近藤篤助		同心	物書・盗賊捕方・[吟味]	盗賊定詰・盗賊捕方・[吟味]	定役			糺獄方兼捕亡使	刑訟局徒刑掛?(権少属)			
56	吉見包三郎	行義	同心	遠国極印・盗賊捕方・[寺社]	盗賊捕方・極印・[寺社]	定役		玄関番	糺獄方兼捕亡使	刑訟局捕亡長(権少属)	断獄掛(少属)		
57	浦上豊五郎		同心	御金・盗賊捕方	盗賊捕方・御金・[吟味]	定役元助役			補備長	補備長	会計掛?(少属)		
58	青木邦之助	武矩	同心	目安・盗賊捕方・[寺社・盗賊捕方]	盗賊捕方・目安・[寺社]	定役		当番所詰	糺獄方兼捕亡使		徒刑掛(十六等)	鞠獄課(史生)	明治6年5月京都府へ出頭
59	市川朝治	貞祐	同心見習	[吟味・盗賊捕方]	盗賊捕方	定役出役			糺獄方兼捕亡使	刑訟局捕亡長(権少属)	断獄掛(権少属)	鞠獄課(権大属)	嘉七(16)伴
60	生田与八郎		同心	御金・御普請・[盗賊捕方]	盗賊捕方・御金	定役		当番所詰	糺獄方兼捕亡使	刑訟局捕亡長(権少属)			
61	中村昌次郎	且助・利昌	同心	目安・[盗賊捕方]	盗賊捕方・目安・[吟味?]	定役	市中取締掛	調役手代(吟味・盗賊・消防)	糺獄方兼捕亡使	刑訟局捕亡長(権少属)	断獄掛(少属)	鞠獄課(権少属)	
62	田中幾五郎		同心	目安・[地方]	目安・[地方]	定役		書役	筆生	庶民局史生?(少属)	会計掛?(権少属)		
63	松岡清右衛門	隆一	同心	目安・火事・[川・勘定]	目安・火事場・御普請・[川・勘定]			勘定役	会計方	会計局出納用度掛(少属)	会計掛(少属)	出納課(少属)	明治7年35歳 10年11月依願免本官
64	横山辰之助		同心	目安・[川・御金]	目安・[川・御金]								
65	松浦健三郎	武雅	同心	目安・[寺社・盗賊捕方]	目安	定役		当番所詰	伝達守辰役			市政掛 寺社取調ニ付書記(「官員履歴より」)	戸籍課(等外一等)
66	増田三四郎		同心		火事場								
67	小森春馬	詮明	同心	物書・火事・[吟味・遠国]	火事場・[吟味・極印・御普請・盗賊捕方]	定役					刑訟局捕亡長	取締掛(権少属)	
68	近藤辰太郎		同心	火事・[遠国・火事場]	火事場・[川・極印・御普請]								濠五郎(17)の息子 処刑
69	松浦又三郎		同心	[御普請]	火事場								純平(10)の息子か
70	河合性太郎		同心	[物書]	定町廻・[極印]								
71	香川佐五郎		同心	[物書]	定町廻								
72	衣笠徳三郎		同心	[川]	定町廻								才右衛門(15)の息子か
73	山村豊之助		同心		定町廻								武之助(74)の息子か
74	山村武之助		同心	遠国極印(流人)・[地方・盗賊捕方]	極印・流入・[盗賊捕方]	定役							
75	松岡熊五郎	庸豊	同心	御金・[遠国・御金・盗賊捕方]	勘定・[極印・御金]	定役		勘定役	会計方	会計局出納用度掛(少属)	会計掛(少属)		
76	福井政之丞		同心	勘定・[川・火事場]	勘定・[川・御普請・火事場]								
77	河合善右衛門		同心	御金	御金								
78	栗原清左衛門	豊之助?	同心	御普請	御金				圀圍掛?	刑訟局圀圍掛?			
79	生田道太郎	為章?	同心	御普請・[寺社?兵庫・高原溜]	御普請・[寺社・高原溜]				外国事務局(安治川詰)	外務局四川番所船改并居留地七門守衛	外国事務局尻無川番所船改掛(十六等)	外務課附属?(一等)	駒之丞(18)の息子か
80	松岡興吉		同心	御普請	御普請・[地方]				當繕方?				
80	松岡鶴太郎		同心										興吉と同一人か
81	上田八太郎		同心	御普請・[地方]	御普請	定役		玄関番	徒刑掛	刑訟局徒刑掛(権少属)			
82	佐川戸一郎		同心見習	御塩噌・[地方・盗賊捕方]	小買物・[地方・盗賊捕方]	定役出役	市中取締掛	調役手代(吟味・盗賊・消防・公事懸)	探索方				豊左衛門(41)伴
83	木村勇之助		同心	小買物	小買物				伝達守辰役				
84	入江安二		同心		牢屋敷詰合								仙助(仙之助)(23)の息子か
85	横河震吉		同心		牢屋敷詰合								米次郎(3)の息子か
86	人見金太郎		同心?	[御普請・火事場]	[地方・御普請・火事場]								八次郎(36)の息子か
87	次藤政之助		同心										
88	北村半三郎(金二郎)		同心?										
89	平山八十吉		同心?								取締伍長(等外)		信太郎(31)の息子か
90	林竹三郎		同心?										

番号	氏名	維新後の改名	与力・同心の別	慶応3(1867)年頭改	慶応3(1867)年八朔改	慶応3(1867)年8月14日	慶応4(1868)年2月18日	慶応4(1868)年4月	明治2(1869)年5月	明治3(1870)年正月	明治4(1871)年6月	明治5(1872)年10月	備考
91	渡辺保輔		同心	筆頭・牢屋敷取締・高原溜									織之助(29)の親族(父か)
92	渡辺岸之助(弥吉)		同心	[遠国]	[極印]								慶応3には弥吉か保輔の息子か
93	木村房五郎		同心?										鎌一郎(6)の息子か
94	村上増次郎	誠一?	同心	御塩噌・[川・盗賊捕方]	[川・盗賊捕方]	定役		書役	徒刑掛?	刑訟局徒刑掛?			
95	蒔田又蔵		同心?										
96	中村恒五郎		同心?										
97	蒔田源次郎	健	同心						外国事務局(管轄地所)	外務局刑訟方(権少属)	外国事務局収税掛(少属)	出納課(権少属)	明治6年5月12日免本官
98	平山善二郎		同心?	[火事場]	[火事場]								熊太郎(21)の息子か
99	近藤亀太郎		同心	御蔵									
100	蒔田政之助		同心?										丈之進(12)の息子か
101	桐谷光次郎		同心	物書									
102	吉見武次(麻之助)		同心										武次と改名か
103	古市種三郎		同心?										隼太郎(42)の息子か
104	岡本鳴太郎		同心?										浦次郎(38)の息子か
105	生田岩蔵		同心										
106	三宅種太郎	栄寛	同心	物書	[地方]						刑訟局捕亡長兼史生(権少属)	取締伍長(等外)	馬太郎(27)の息子か 2年10月任大阪府権少属
107	山内恒蔵(峯之助)		同心										峯之助から改名か
108	福田為蔵		同心?										柳平(14)の息子か
109	平山元四郎		同心?										武三郎(34)の息子か
110	山田猪之助		同心?	[遠国・御蔵]	[極印]								
111	岡本熊次郎		同心	定町廻									
112	二俣麻之助		同心										為次郎(45)の息子か
113	森山賢吉		同心?										旧名富太郎か
115	小野幾蔵		同心?										土岐左衛門(19)の息子か
116	嶋田市之助(栄太郎)		同心										栄太郎から改名か
117	本間□之助(虎五郎)		同心										虎五郎から改名か(1865)には虎五郎
118	松田知太郎		同心?										光之丞(33)の息子か
119	寺内兵馬(彦右衛門)		同心										彦右衛門から改名か(1865)には彦右衛門
120	寺内忠(?)太郎		同心?						聴訟方兼書記				
121	浦上福太郎		同心?										豊五郎(57)の息子か
122	清水丑二郎		同心?										亮輔(9)の息子(次男)か
123	関永吉	憲昌	同心見習	物書・[兵庫]	[地方・上ヶ知・吟味]	定役出役			徒刑掛	刑訟局徒刑掛	徒刑掛(十六等)	鞠獄課(史生)	弥次右衛門(5)俸・旧名永次郎? 8年3月13等出仕
124	野々上小馬五郎		同心?		[火事場]								
125	清原猶之助		同心	物書	[寺社]				管轄方				左一郎(13)の息子か
126	藤野峯(?)太郎		同心?	[物書]									直太郎(44)の息子か
127	石川栄之丞(新之助)		同心	[吟味]									新之助から改名か(1865)では新之助
128	松浦勝蔵		同心?	牢屋敷詰合									旧名豊次郎か
129	横井七三吉(朝太郎)		同心	定町廻・[御蔵]									庄大夫(37)息子か・七三吉と改名か(1865)は朝太郎
130	河合欽吉(八郎右衛門)		同心										八郎右衛門から改名か(1865)には八郎右衛門
131	吉井秀吾		同心	物書									
132	嘉来力之助	惟遵	同心?	[御普請・御塩噌]	[御普請]			外国事務局玄関詰	徒刑掛	刑訟局徒刑掛	徒刑掛(十六等)	鞠獄課(権少属)	明治10年2月七等警部を依頼により免官
133	清原政太郎		同心?		[川]				徒刑掛				光五郎(1)の息子か
134	井上勇太郎(政次郎)		同心?										(1865)には勇太郎か
135	高橋小愿太		同心	小買物・[兵庫・吟味・遠国・目安]	[上ヶ知・吟味・極印・盗賊捕方]								喜左衛門(11)の息子か
135	井上鎌之助		同心?										献吾(26)の息子か
137	市川長吉	晋	同心?	定町廻	[川]			玄関番	徒刑掛	刑訟局徒刑掛	戸籍掛? 徒刑掛(等外)	市務課(権少属)	(1865)には長二郎 8年1月免本官